

草加市公共下水道事業経営戦略

(計画期間：令和7(2025)年度～令和16(2034)年度)

令和7年(2025年)1月

草加市公共下水道事業

目 次

1. 経営戦略策定の主旨	1
1.1. 策定の背景と目的	1
1.2. 位置付け	2
1.3. 計画期間	2
2. 下水道事業の概要	3
2.1. 下水道事業の現況	3
2.2. 下水道施設の状況	4
2.3. 組織の状況	6
2.4. 下水道使用料の体系と人口・使用量等の推移	7
2.5. これまでの経営健全化の取り組み	8
2.6. 経営比較分析表による現状分析	9
2.7. 近隣都市及び類似団体との比較による現状分析	16
2.8. 下水道事業の課題	19
3. 将来の事業見通し	20
3.1. 水洗化人口	20
3.2. 有収水量	20
3.3. 使用料収入	21
3.4. 組織の見通し	21
4. 経営の基本方針	22
4.1. 基本理念	22
4.2. 基本方針	22
5. 投資・財政計画	24
5.1. 投資試算	24
5.2. 財源試算	29
5.3. 投資以外の経費	33
5.4. 将来の経営見通し	35
5.5. 経営状況改善の検討	41
5.6. 使用料改定の検討	43
6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	49
7. 経費回収率の向上に向けたロードマップ	49
用語集	50

1. 経営戦略策定の主旨

1.1. 策定の背景と目的

下水道事業を取り巻く環境は、今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、経営環境が厳しさを増していますが、各公営企業が将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくため、経営戦略の策定・改定や抜本的な改革等の取組を通じて、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることが求められています。

本市では、下水道事業の持続性向上の経営面からの取組として、令和 2 年 4 月 1 日から「地方公営企業法」の財務規定等を適用し、公営企業会計での経理を実施しています。

公営企業会計では、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表の作成を行うため、経営状況が明らかとなり、より適切な経営管理が可能となります。

本市の下水道事業経営戦略は、令和元年 10 月に「地方公営企業法の法非適用」区分で策定しています。上記のとおり、令和 2 年 4 月 1 日から地方公営企業法の財務規定等を適用したことから、公営企業会計の原則等に基づき、経営の基本計画である「経営戦略」を改定し、「現状把握」、「投資試算」、「財源試算」等を通じ、今後 10 年間の本市の下水道事業会計のあるべき姿、目指すべき姿を示します。

<経営戦略改定等についての国の要請>

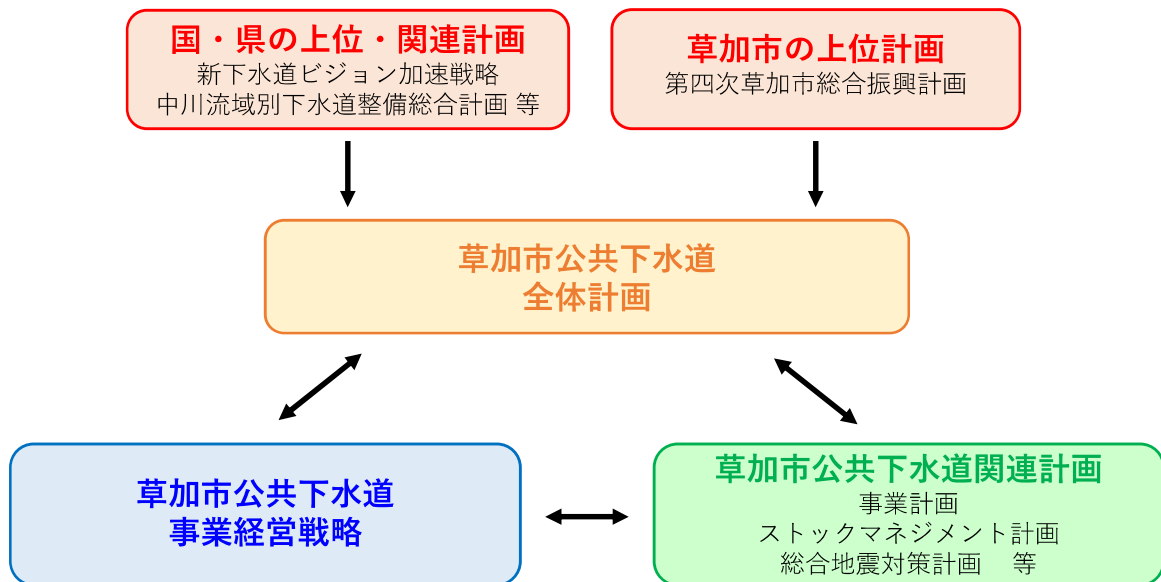
総務省通知として「「経営戦略」の改定推進について（令和 4 年 1 月 25 日）」が発出されており、すべての事業において、令和 7 年度までに経営戦略の見直しをするよう要請されています。

また、国土交通省からは「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての検討要件化等の運用について（令和 5 年 4 月 3 日）」が発出されており、公営企業会計を適用済の団体においては、**少なくとも 5 年に 1 回の頻度**で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップ（概ね 10 年程度での段階的な使用料適正化や経営改善等の具体的取組、実施予定時期及び業績指標を記載（有識者等の意見を聴いて策定されたもの））を策定し、国土交通省に提出するとともに、検証結果を公表していることが令和 7 年度以降の社会資本整備総合交付金等の交付要件とされています。

1.2. 位置付け

本経営戦略は、国・県の上位・関連計画や市の上位計画である第四次草加市総合振興計画に基づき策定される草加市下水道関連計画（草加市公共下水道全体計画・事業計画や下水道ストックマネジメント計画、草加市下水道総合地震対策計画等）と整合を図り策定します。

図 1.1 経営戦略の位置づけ



1.3. 計画期間

本経営戦略の計画期間は、令和 7 年度（2025 年度）から令和 16 年度（2034 年度）までの 10 年間とします。なお、社会情勢の変化等に大きな変動が見られる場合には、適切に計画の見直しを図ります。

2. 下水道事業の概要

2.1. 下水道事業の現況

本市の下水道事業は、中川流域下水道事業の着手を機に、当該事業と計画を整合させ、昭和48年に事業認可を取得し、順次事業を進めてきました。

令和4年度末で事業計画区域 2,503ha に対し、2,448ha (97.8%) が整備されています。人口普及率は 98.1% に達しており、県内でも高い水準となっています（令和4年度末埼玉県平均 83.2%、全国平均 81.0%）。

表 2.1 下水道事業の現況

項目		全体計画 (H22見直し)	事業計画 (R2見直し)	R4末実績
①	目標年次	R6	R6	—
②	行政面積 (ha)	2,746		
③	整備面積 (ha)	2,710.0	2,502.8	2,448
④	行政人口 (人)	225,600	225,600	250,977
⑤	処理区域内人口 (人)	225,600	223,440	246,132
⑥	水洗化人口 (人)	—	—	233,412
⑦	計画汚水量(日平均) ※実績は処理水量 (m3/日)	102,700	101,670	75,330
⑧	人口普及率(⑤÷④) (%)	—	—	98.1
⑨	水洗化率(⑤÷⑥) (%)	—	—	94.8
⑩	有収水量 (m3/日)	—	—	66,713
⑪	有収率(⑩÷⑦) (%)	—	—	88.6

2.2. 下水道施設の状況

本市の下水道事業は中川流域関連公共下水道事業であるため、処理場施設は所有していませんが、管路施設約 702km とポンプ場施設を所有しています。

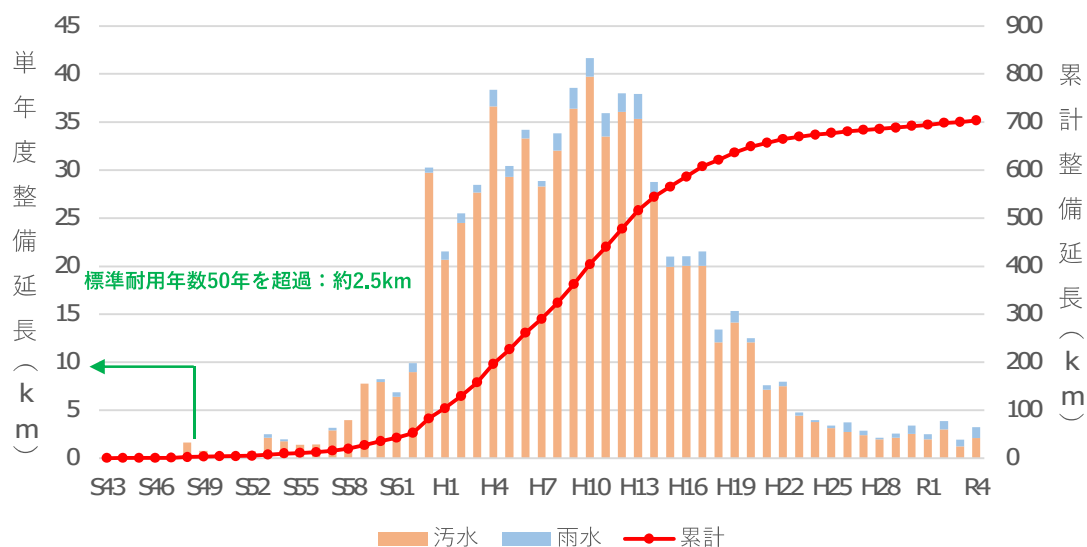
表 2.2 下水道施設の状況

施設区分	排除区分	数量
管路施設	汚水	663km
	雨水	39km
	計	702km
ポンプ場施設	汚水	48箇所 マンホール形式ポンプ場
	雨水	6箇所 松江第一排水機場 新里排水機場 中央ポンプ場 松原排水機場 長栄排水機場 松江第二排水機場

(1) 管路施設

汚水管は昭和 45 年度から、雨水管は昭和 43 年度から整備が開始されています。現在、標準耐用年数である 50 年を超過する施設は 1% 未満とわずかですが、今後は標準耐用年数を超過する施設が増加していく見込みです。

図 2.1 管路施設の年度別整備延長



(2) ポンプ場施設

汚水のマンホール形式ポンプ場は、昭和 61 年度に整備されたものから平成 23 年度に整備されたものまで計 48 箇所を所有しています。

雨水ポンプ場は、昭和 55 年度に整備された松江第一排水機場から平成 28 年度に整備された松江第二排水機場まで計 6 箇所を所有しています。

ポンプ施設の標準耐用年数は 15 年であり、一部の施設は改築が進められていますが、多くの施設で標準耐用年数を超えていることから、今後は計画的な改築更新が必要となります。

表 2.3 汚水マンホール形式ポンプ場一覧

No.	施設名称	設置年度	改築年度	仕様	No.	施設名称	設置年度	改築年度	仕様
1	手代北	S61	H29	φ 80 × 0.6m ³ /min × 2.5m	26	弁天町	H9	H28	φ 200 × 6.06m ³ /min × 8.0m
2	谷塚町	H4	H11	φ 100 × 1.98m ³ /min × 6.5m	27	谷塚駅西	H10		φ 150 × 1.71m ³ /min × 6.4m
3	氷川町	H3	H8	φ 100 × 1.5m ³ /min × 9.6m	28	谷塚仲町	H10		φ 150 × 1.92m ³ /min × 13.0m
4	松江町	H6	H13	φ 150 × 2.4m ³ /min × 6.5m	29	桃戸橋	H10		φ 50 × 0.05m ³ /min × 1.5m
5	神明 1 丁目	H4	H29	φ 100 × 0.9m ³ /min × 4.0m	30	花栗 3 丁目	H10		φ 65 × 0.42m ³ /min × 4.7m
6	旭町 4 丁目	H4	H28	φ 100 × 1.873m ³ /min × 10.2m	31	松江十條	H10		φ 50 × 0.12m ³ /min × 1.6m
7	手代南	H4	H17	φ 50 × 0.24m ³ /min × 2.9m	32	清門町	H10		φ 50 × 0.06m ³ /min × 0.4m
8	神明 2 丁目	H5	H27	φ 50 × 0.24m ³ /min × 3.5m	33	青柳小	H10		φ 150 × 1.86m ³ /min × 4.4m
9	高砂	H5	H28	φ 50 × 0.069m ³ /min × 0.6m	34	青柳 6 丁目	H10	R5	φ 50 × 0.071m ³ /min × 1.0m
10	新栄南	H3	H20	φ 80 × 0.66m ³ /min × 3.5m	35	岡新田小	H10		φ 150 × 2.4m ³ /min × 7.6m
11	新栄北	H11	R3	φ 150 × 2.076m ³ /min × 5.0m	36	新栄西	H10		φ 150 × 2.4m ³ /min × 7.6m
12	松原 5 丁目	H6	H20	φ 80 × 1.02m ³ /min × 7.5m	37	小山 2 丁目	H11		φ 80 × 0.207m ³ /min × 2.3m
13	稲荷 6 丁目	H6		φ 150 × 2.22m ³ /min × 4.2m	38	谷塚小	H11		φ 80 × 0.78m ³ /min × 7.5m
14	旭町 6 丁目	H6		φ 150 × 2.1m ³ /min × 6.5m	39	青柳 (総合)	H11	R3	φ 80 × 0.615m ³ /min × 6.4m
15	北谷	H6		φ 150 × 2.52m ³ /min × 11.6m	40	青柳 (久伊豆)	H11		φ 150 × 2.76m ³ /min × 7.2m
16	青柳町	H7	H22	φ 50 × 0.18m ³ /min × 6.3m	41	青柳 4 丁目	H11		φ 150 × 2.1m ³ /min × 6.5m
17	中根	H7	H27	φ 50 × 0.3m ³ /min × 4.0m	42	吉町 4 丁目	H12		φ 100 × 1.74m ³ /min × 8.7m
18	長栄 (ネオポリス)	H8	R5	φ 200 × 6.06m ³ /min × 8.0m	43	弁天 3 丁目	H13		φ 150 × 2.636m ³ /min × 7.2m
19	長栄 (東)	H8		φ 150 × 1.71m ³ /min × 6.4m	44	金明西	H14		φ 100 × 1.02m ³ /min × 13.2m
20	新栄団地	H8		φ 150 × 1.92m ³ /min × 13.0m	45	西町	H14		φ 65 × 0.3m ³ /min × 5.4m
21	旭町 1 丁目	H8		φ 50 × 0.05m ³ /min × 1.5m	46	遊馬町	H15	R5	φ 50 × 0.18m ³ /min × 5.2m
22	綾瀬 1	H8	H30	φ 65 × 0.42m ³ /min × 4.7m	47	氷川南	H19		φ 100 × 1.08m ³ /min × 5.7m
23	綾瀬 2	H8		φ 50 × 0.12m ³ /min × 1.6m	48	八条用水 (そうか公園)	H24		φ 100 × 1.5m ³ /min × 8.1m
24	綾瀬 4	H8		φ 50 × 0.06m ³ /min × 0.4m					
25	松江中	H8		φ 150 × 1.86m ³ /min × 4.4m					

※年度はポンプ本体の設置年度、改築年度を示す。

表 2.4 雨水ポンプ場一覧

施設名	設置年度	改築年度	施設能力 (m ³ /hr)
松江第一排水機場	S55	H28	7,200
新里排水機場	S58		3,600
中央ポンプ場	S60		28,800
松原排水機場	S60		7,200
長栄排水機場	H4		1,800
松江第二排水機場	H27		2,880

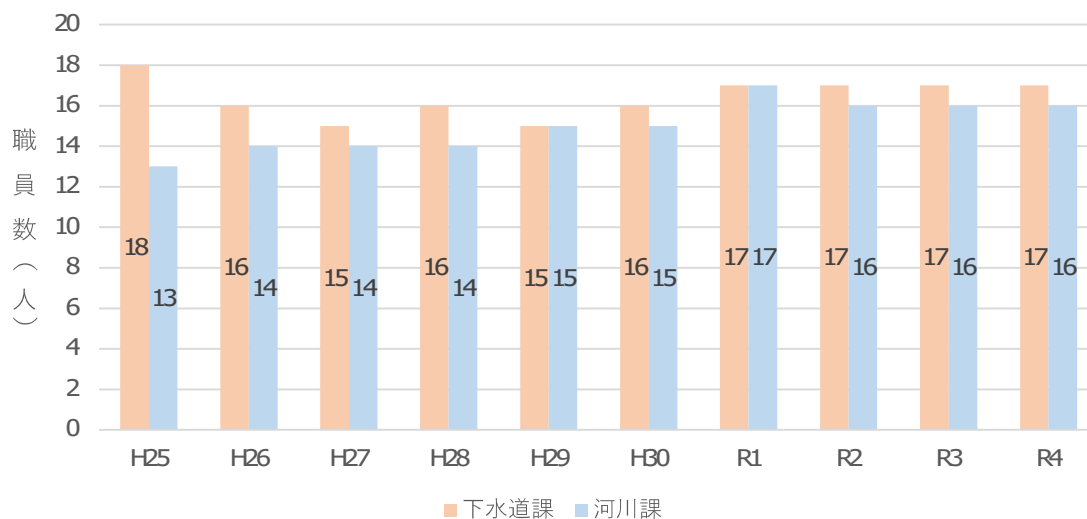
※年度はポンプ本体の設置年度、改築年度を示す。

2.3. 組織の状況

本市の下水道事業は、公共汚水事業を上下水道部下水道課、公共雨水事業を建設部河川課が所管しています。

近年はほぼ一定の職員数で推移しています。

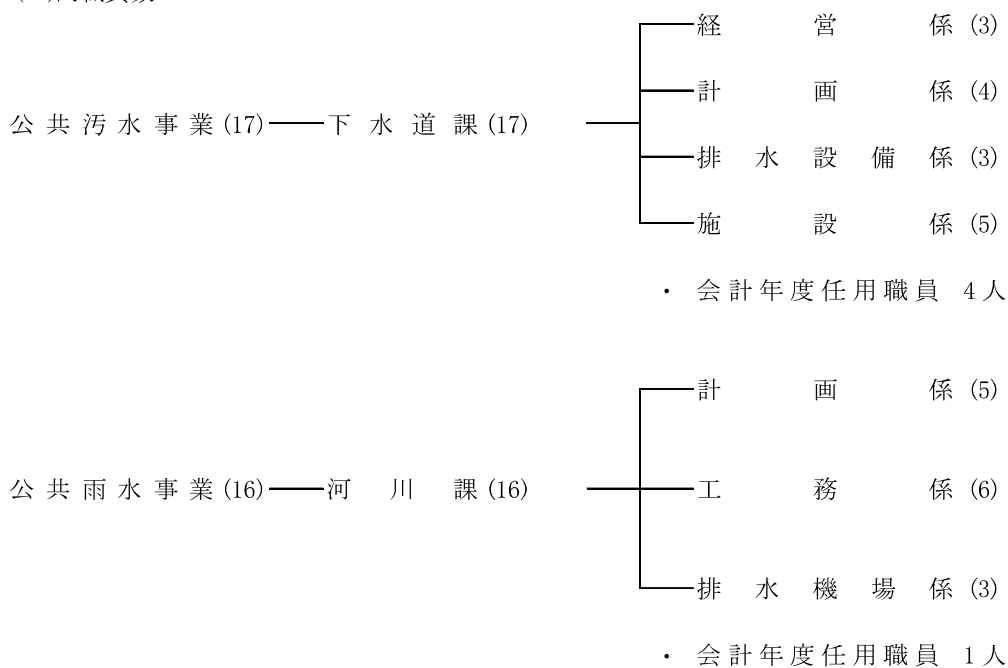
図 2.2 下水道職員数の推移



※河川課職員は一般会計事業も兼務のため、下水道事業の職員には算入していないため参考
 ※会計年度任用職員（R1 までは非常勤・臨時職員）を除いて集計

図 2.3 組織図と職員数（令和 4 年 4 月 1 日）

()内職員数



2.4. 下水道使用料の体系と人口・使用量等の推移

本市の下水道使用料は、一般用は使用水量にかかわらず一律である基本料金と、使用水量に応じて料金変動する従量料金からなる 2 部料金制、公衆浴場用は従量料金制を採用しています。従量料金については、使用量の増加に応じて料金単価が高くなる累進制を採用しており、個々の使用者の排水量に合わせた公平な負担を求める使用料体系としています。

表 2.5 下水道使用料体系

用途	料率	基本料金（1使用月につき）	超過料金	
		排除汚水量	排除汚水量別	1立方メートルにつき
一般用		10立方メートルまでの分 820円	10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	95円
			30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	100円
			50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	105円
			100立方メートルを超え200立方メートルまでの分	110円
			200立方メートルを超え500立方メートルまでの分	120円
			500立方メートルを超える分	130円
公衆浴場用		1立方メートルにつき 56円		

※消費税は別途

水洗化人口は平成 25 年度の 214,412 人から令和 4 年度では 233,412 人と約 2 万人増加しています。水洗化人口の増加に伴い有収水量、使用料収入も増加しており、平成 25 年度の約 22.2 億円から令和 4 年度には約 24.5 億円と約 2 億円の増収となっています。一方で、直近 5 ヶ年では概ね横ばい傾向となっています。

図 2.4 処理区域内人口・水洗化人口・水洗化率の推移

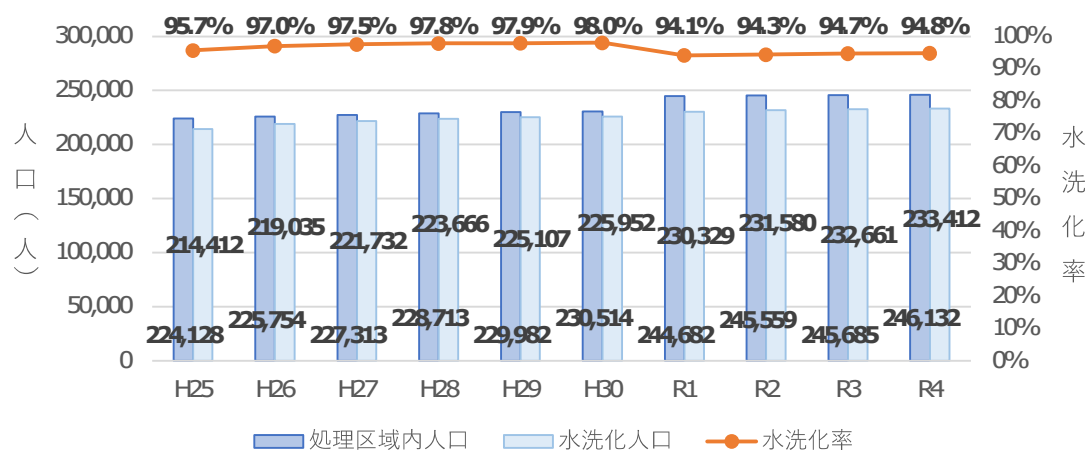


図 2.5 処理水量・有収水量・有収率の推移

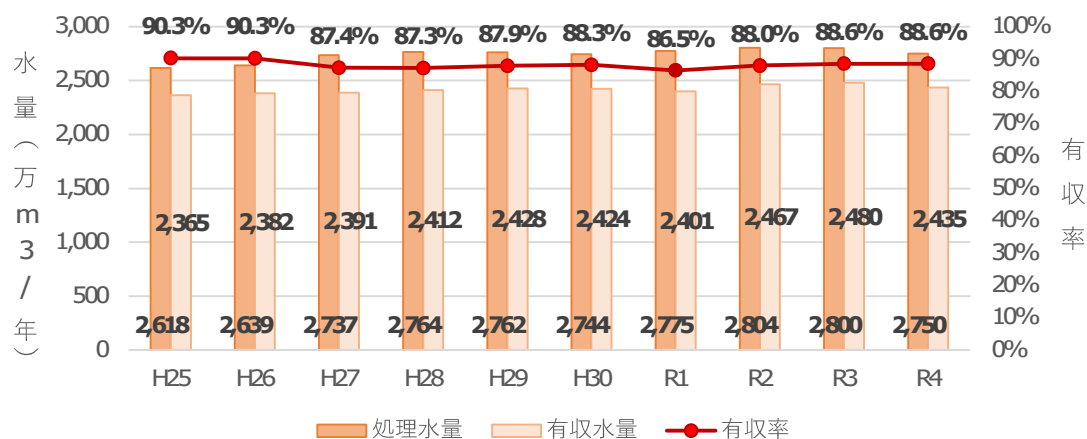
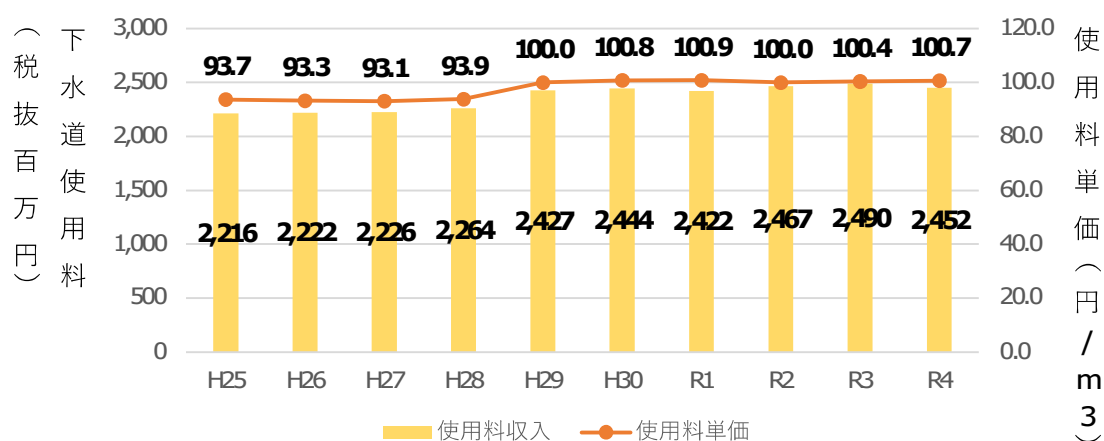


図 2.6 使用料収入・使用料単価の推移



2.5. これまでの経営健全化の取り組み

(1) 民間活用状況

民間業者のノウハウを活用し、安全かつ効率的に維持管理を実施するため、公共污水事業のマンホール形式ポンプ場に係る管理業務、公共雨水事業の中央ポンプ場の施設運転管理について民間委託を実施しています。

(2) 資産活用状況

本市の下水道事業は、流域関連公共下水道事業であり処理施設を持たないため、未利用の土地・施設や管渠延長のスケールメリットを生かしたエネルギー利活用（下水熱）については検討課題となっておりますが、現在実施している資産活用は有りません。

2.6. 経営比較分析表による現状分析

経営比較分析表とは、総務省が示す全国統一の様式により、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、当該団体の経年比較や他公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことで、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することができる資料です。

令和4年度決算の経営比較分析表では、地方公営企業法適用後の令和2年度から令和4年度の3年間の経年変化が示されています。また、総務省が示す同規模団体区分※のうち、本市が属する類似団体（Aa）の平均も示されており、他団体との比較が可能です。

※同規模団体区分

「経営比較分析表」では、処理区域内人口、処理区域内人口密度、供用開始後年数をもとに区分された「類似団体」を使用。本市は政令市に次ぐ区分であるAa区分（令和4年度で33団体、うち公共下水道事業として処理場を持たない団体は23団体）に属している。

なお、同規模団体Aaは処理区域内人口密度区分100人/ha以上となっているが、本市は令和3年度末で100.5人/ha、令和4年度末で100.6人/haと類似団体内で最低水準となっており、類似団体内では小規模で経済的に不利な状況となっている。

1. 経営の健全性・効率性

【業務指標】

①経常収支比率(%)

【評価基準】

100%以上であること

【計算式】

経常収益

経常費用

× 100

経常収支比率 (%)

草加市

類似団体平均

全国平均【106.11】

H30

R01

R02

R03

R04

草加市

全国平均

-

-

100.46

101.84

106.82

-

-

107.09

107.96

107.29

【指標の意味】

使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標。

【業務指標】 ②累積欠損金比率(%)	累積欠損金比率（％） ■ 草加市 ■ 類似団体平均 全国平均【3.15】 <table><thead><tr><th></th><th>H30</th><th>R01</th><th>R02</th><th>R03</th><th>R04</th></tr></thead><tbody><tr><td>草加市</td><td>-</td><td>-</td><td>2.80</td><td>0.00</td><td>0.00</td></tr><tr><td>全国平均</td><td>-</td><td>-</td><td>3.15</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>類似団体平均</td><td>0.00</td><td>0.00</td><td>0.59</td><td>0.68</td><td>0.90</td></tr></tbody></table>		H30	R01	R02	R03	R04	草加市	-	-	2.80	0.00	0.00	全国平均	-	-	3.15	-	-	類似団体平均	0.00	0.00	0.59	0.68	0.90
		H30	R01	R02	R03	R04																			
草加市		-	-	2.80	0.00	0.00																			
全国平均	-	-	3.15	-	-																				
類似団体平均	0.00	0.00	0.59	0.68	0.90																				
【評価基準】 0%であること																									
【計算式】 当年度未処理欠損金 営業収益－受託工事収益 × 100																									
【指標の意味】 営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す指標。																									

経常収支比率は令和3年度よりも増加しており、100%を上回っています。一方で、類似団体平均を下回っています。

累積欠損金比率については、令和4年度では0%です。一方で、類似団体平均では累積欠損金比率が増加しています。

経常収支比率が100%を上回り、累積欠損金比率は0%となっていますが、下水道事業では基準外繰入金を受け入れていることから、引き続き水洗化率の向上などにより使用料収入の増加を図ることや、管渠の維持、更新にかかる費用の抑制を図っていく必要があります。

【業務指標】 ③流動比率(%)	流動比率（％） 草加市 類似団体平均 全国平均【73.44】 <table><thead><tr><th></th><th>H30</th><th>R01</th><th>R02</th><th>R03</th><th>R04</th></tr></thead><tbody><tr><td>草加市</td><td>-</td><td>-</td><td>32.02</td><td>35.15</td><td>54.97</td></tr><tr><td>平均値</td><td>-</td><td>-</td><td>77.72</td><td>86.61</td><td>100.73</td></tr></tbody></table>		H30	R01	R02	R03	R04	草加市	-	-	32.02	35.15	54.97	平均値	-	-	77.72	86.61	100.73
		H30	R01	R02	R03	R04													
草加市		-	-	32.02	35.15	54.97													
平均値		-	-	77.72	86.61	100.73													
【評価基準】 100%以上であること																			
【計算式】 流動資産 流動負債 × 100																			
【指標の意味】 短期的な債務に対する支払能力を表す指標。																			

流動比率は令和3年度よりも増加しましたが100%を下回っています。

このため、現金などの流動資産を増やしつつ、流動負債の削減、抑制を図っていく必要があります。

【業務指標】

④企業債残高対事業規模比率(%)

【評価基準】

明確な数値基準はない

【計算式】

企業債現在高合計

－一般会計負担額

＝

営業収益－受託工事収益

－雨水処理負担金

× 100

企業債残高対事業規模比率（％）

草加市

類似団体平均

全国平均【652.82】

H30

R01

R02

R03

R04

草加市

平均値

-

-

0.00

0.00

615.41

-

-

485.60

463.93

481.88

【指標の意味】

使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。

企業債に対する負担額の考え方を整理したため、指標が計上されました。

【業務指標】 ⑤経費回収率(%)	経費回収率 (%) 草加市 類似団体平均 全国平均【97.61】 <table><thead><tr><th></th><th>H30</th><th>R01</th><th>R02</th><th>R03</th><th>R04</th></tr></thead><tbody><tr><td>草加市</td><td>-</td><td>-</td><td>80.46</td><td>84.08</td><td>86.29</td></tr><tr><td>全国平均</td><td>-</td><td>-</td><td>99.95</td><td>103.40</td><td>101.87</td></tr></tbody></table>		H30	R01	R02	R03	R04	草加市	-	-	80.46	84.08	86.29	全国平均	-	-	99.95	103.40	101.87
		H30	R01	R02	R03	R04													
草加市		-	-	80.46	84.08	86.29													
全国平均		-	-	99.95	103.40	101.87													
【評価基準】 100%以上であること																			
【計算式】 下水道使用料 汚水処理費 (公費負担分を除く) × 100																			
【指標の意味】 使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標。																			

【業務指標】 ⑥汚水処理原価(円)	汚水処理原価 (円) 草加市 類似団体平均 全国平均【138.29】 <table><tr><td></td><td>H30</td><td>R01</td><td>R02</td><td>R03</td><td>R04</td></tr><tr><td>草加市</td><td>-</td><td>-</td><td>124.25</td><td>119.41</td><td>116.72</td></tr><tr><td>全国平均</td><td>-</td><td>-</td><td>110.21</td><td>110.26</td><td>111.88</td></tr></table>		H30	R01	R02	R03	R04	草加市	-	-	124.25	119.41	116.72	全国平均	-	-	110.21	110.26	111.88
		H30	R01	R02	R03	R04													
草加市		-	-	124.25	119.41	116.72													
全国平均		-	-	110.21	110.26	111.88													
【評価基準】 明確な数値基準はない																			
【計算式】 汚水処理費 (公費負担分を除く) 年間有収水量 × 100																			
【指標の意味】 有収水量 1m3 当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を 含めた汚水処理に係るコストを表した指標。																			

経費回収率は令和3年度よりも増加しましたが 100%を下回っています。また、類似団体平均を下回っています。

汚水処理原価は令和3年度よりも減少しましたが、類似団体平均よりも高い状況にあります。

経費回収率と汚水処理原価を改善するには、水洗化率の向上を図ることや適切な使用料水準を検討すること、また、維持管理や支払利息に係る費用について削減、抑制を図っていく必要があります。

【業務指標】 ⑧水洗化率(%)	水洗化率(%) 草加市 類似団体平均 全国平均【95.82】 0.00 20.00 40.00 60.00 80.00 100.00 120.00 H30 R01 R02 R03 R04 草加市 平均値 - - 94.31 94.70 94.83 - - 97.70 97.59 97.53
【評価基準】 100%であること	
【計算式】 現在水洗化便所設置済人口 現在処理区域内人口 × 100	
【指標の意味】 現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標。	

※⑦は「施設利用率(%)」ですが、本市は処理場を持たないため数値なしであることから省略しました。

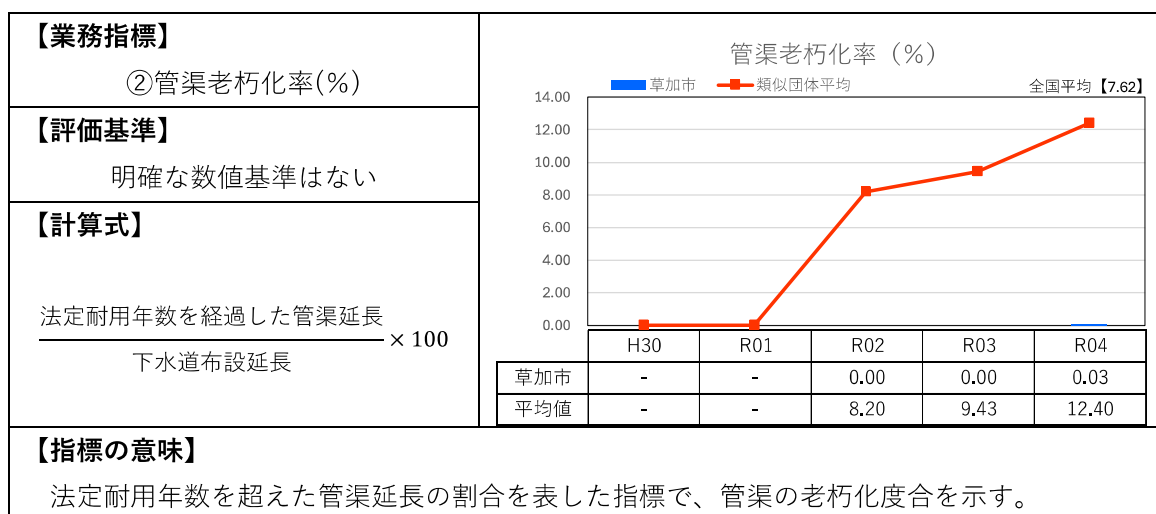
水洗化率は令和3年度よりも増加しましたが、類似団体平均と比べると若干低い状況にあるため、水洗化の啓発活動などを引き続き行います。

2. 老朽化の状況

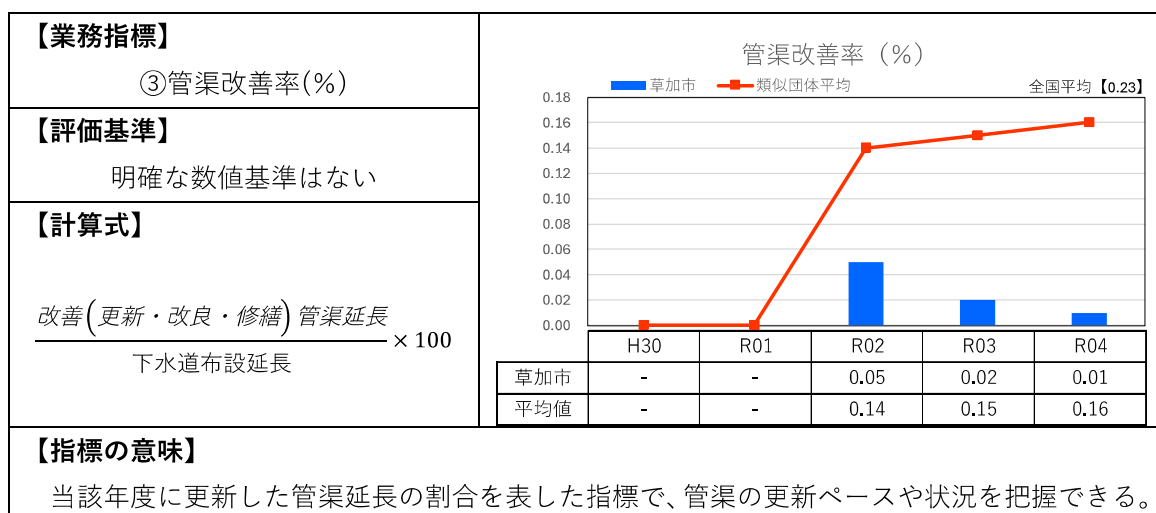
【業務指標】 ①有形固定資産減価償却率(%)	有形固定資産減価償却率（％） ■草加市 ■類似団体平均 全国平均【39.74】 <table><thead><tr><th></th><th>H30</th><th>R01</th><th>R02</th><th>R03</th><th>R04</th></tr></thead><tbody><tr><td>草加市</td><td>-</td><td>-</td><td>3.46</td><td>6.84</td><td>10.09</td></tr><tr><td>平均値</td><td>-</td><td>-</td><td>23.38</td><td>24.59</td><td>26.87</td></tr></tbody></table>		H30	R01	R02	R03	R04	草加市	-	-	3.46	6.84	10.09	平均値	-	-	23.38	24.59	26.87
		H30	R01	R02	R03	R04													
草加市		-	-	3.46	6.84	10.09													
平均値		-	-	23.38	24.59	26.87													
【評価基準】 明確な数値基準はない																			
【計算式】 有形固定資産減価償却累計額 有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価 × 100																			
【指標の意味】 有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示す。																			

有形固定資産減価償却率は、令和3年度よりも増加していますが、類似団体平均を下回っています。

これは、令和2年度に企業会計を適用してから年数がそれほど経過していないため、減価償却累計額の累積が類似団体平均ほどになっていないためです。



管渠老朽化率は、令和3年度よりも増加していますが、類似団体平均を下回っています。今後は耐用年数を経過する管渠が増加する見込みです。



管渠改善率は②管渠老朽化率が低いこともあり、類似団体平均を下回っています。今後も下水道の機能を維持していくためには、計画的な管渠改善を行う事や、管渠の清掃、修繕といった維持管理を引き続き行う必要があります。

3. 全体総括

令和4年度は令和3年度よりも経常収支比率が増加しており、経営状況が改善しています。

流動比率については類似団体平均を下回っており、今後も流動資産を蓄積していく必要があります。

経費回収率については令和3年度よりも増加しているものの100%を下回っていることから、今後も使用料収入の増加を図ることや、汚水処理原価の削減、抑制を図る必要があります。

管渠については老朽化が進んでいる状況ですが、ストックマネジメント計画に基づく計画的な更新や清掃、修繕などの維持管理を続けていきます。

<参考>

令和4年度「経営比較分析表」類似団体区分
[公共下水道区分一覧表]

処理区域内人口区分	処理区域内人口密度区分	供用開始後年数別区分	類型区分	団体数
政令市等			政令市等	21
10万以上	100人/ha以上		Aa	33
	75人/ha以上		Ab	30
	50人/ha以上	30年以上	Ac1	46
	50人/ha未満	30年未満	Ac2	2
			Ad	59
3万以上	100人/ha以上		Ba	8
	75人/ha以上	30年以上	Bb1	25
		30年未満	Bb2	2
	50人/ha以上	30年以上	Bc1	63
		30年未満	Bc2	12
	50人/ha未満	30年以上	Bd1	158
		30年未満	Bd2	23
3万未満	75人/ha以上		Ca	3
	50人/ha以上	30年以上	Cb1	25
		15年以上	Cb2	22
		15年未満	Cb3	4
	25人/ha以上	30年以上	Cc1	153
		15年以上	Cc2	150
		15年未満	Cc3	19
		30年以上	Cd1	122
	25人/ha未満	15年以上	Cd2	186
		15年未満	Cd3	11

都道府県・団体名称				
埼玉県 川口市	埼玉県 ふじみ野市	東京都 武蔵野市	神奈川県 大和市	大阪府 茨木市
埼玉県 草加市	千葉県 市川市	東京都 三鷹市	神奈川県 座間市	大阪府 寝屋川市
埼玉県 越谷市	千葉県 船橋市	東京都 調布市	大阪府 豊中市	大阪府 松原市
埼玉県 戸田市	千葉県 松戸市	東京都 小金井市	大阪府 吹田市	大阪府 門真市
埼玉県 朝霞市	千葉県 習志野市	東京都 国分寺市	大阪府 高槻市	兵庫県 尼崎市
埼玉県 新座市	千葉県 流山市	東京都 西東京市	大阪府 守口市	
埼玉県 富士見市	千葉県 浦安市	神奈川県 茅ヶ崎市	大阪府 枚方市	

: 公共下水道事業として処理場を持たない団体(33団体中23団体)

2.7. 近隣都市及び類似団体との比較による現状分析

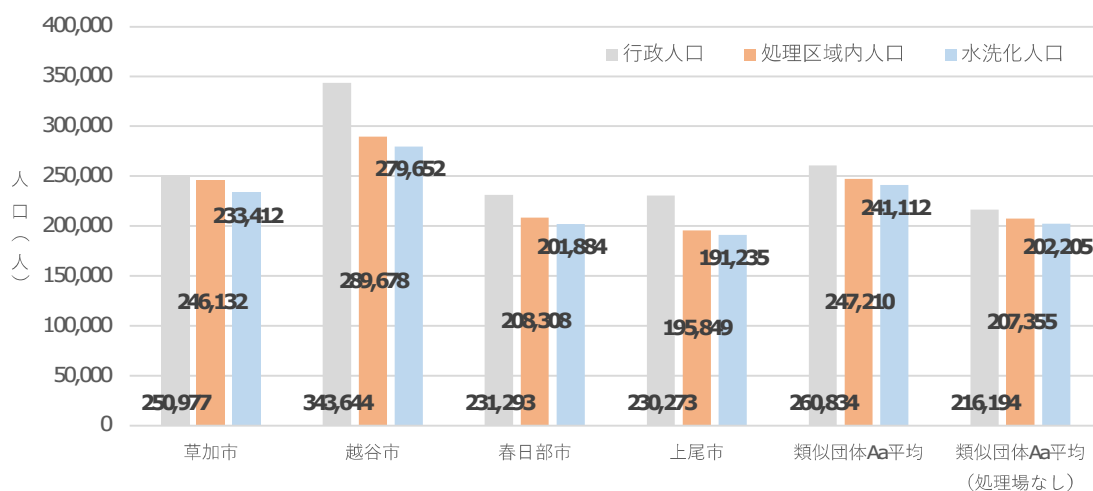
近隣都市のうち処理区域内人口規模に近い越谷市、春日部市、上尾市と比較した結果を以降に示します。また、総務省が示す同規模団体区分のうち、本市が属する類似団体（Aa）平均もあわせて示します。

一般家庭における下水道使用料（税抜）について、20m³/月の場合で比較すると本市は1,770円/20m³（使用料単価：100.7円/m³）であり、近隣4都市のうち最も低くなっています。

一方で、汚水処理原価は116.7円/m³であり、越谷市に次いで低くなっていますが、経費回収率は86.3%と最も低くなっています。

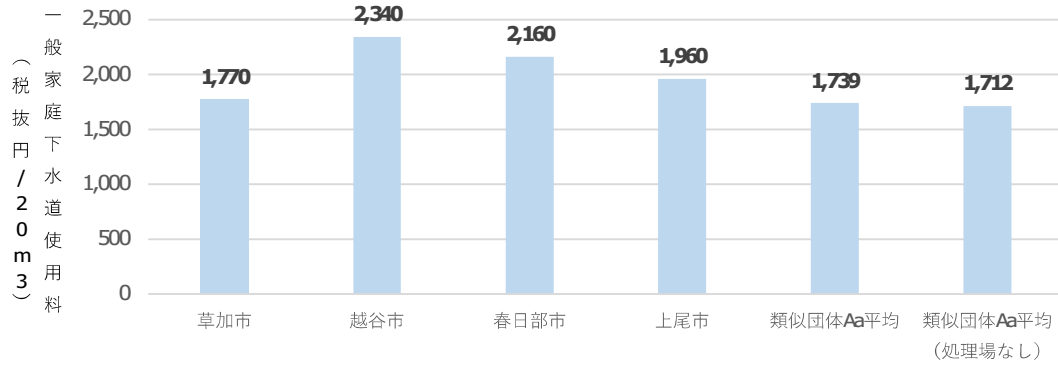
事業の効率性を確認する指標として処理区域面積あたりの有収水量をみると、越谷市と同程度（約10,000m³/ha）、春日部市や上尾市よりは大きくなっていますが、類似団体（約11,600m³/ha）よりは小さくなっており、水量密度の観点からは比較的不利な状況にあると言えます。また、処理区域面積あたりの管路延長は約270m/haと、越谷市や上尾市よりは小さいものの、類似団体や春日部市より大きくなっており、管路密度の観点からも比較的不利な状況にあるといえます。

図 2.7 近隣都市との比較（人口）



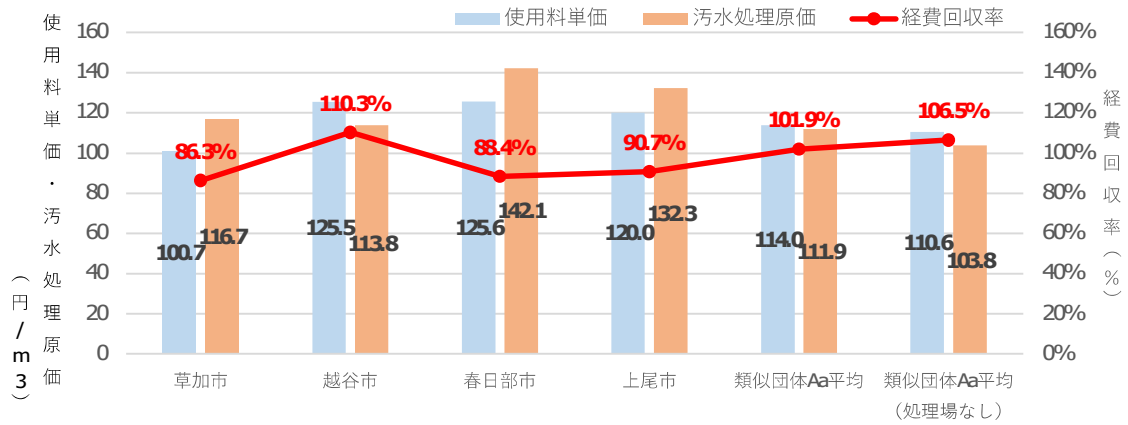
出典：令和4年度地方公営企業決算状況調査

図 2.8 近隣都市との比較（一般家庭下水道使用料）



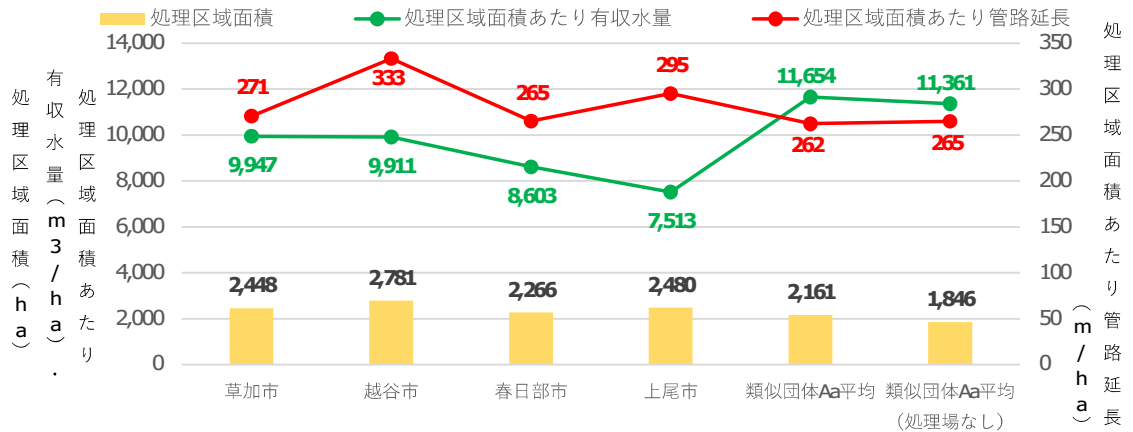
出典：令和4年度地方公営企業決算状況調査

図 2.9 近隣都市との比較（経費回収率）



出典：令和4年度地方公営企業決算状況調査

図 2.10 近隣都市との比較（処理区域面積）



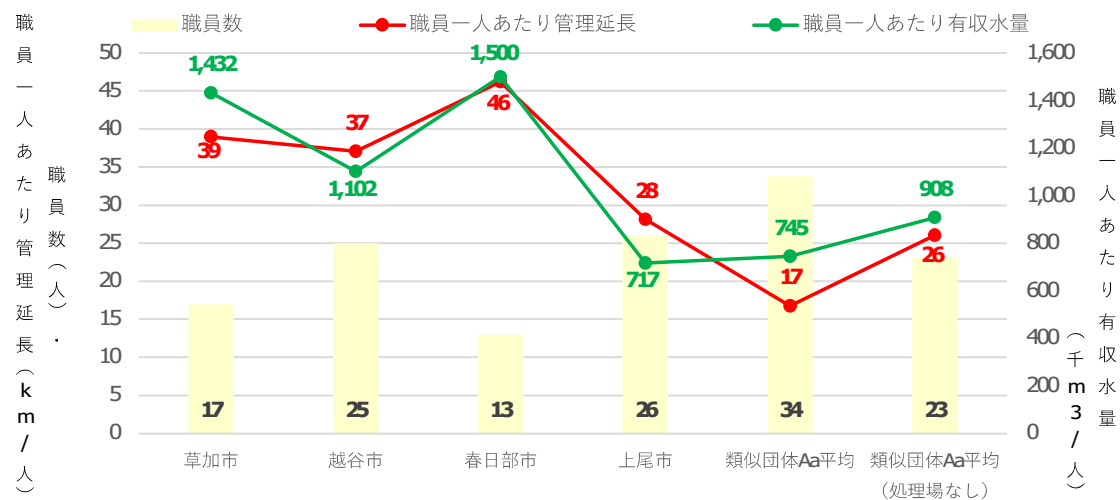
出典：令和4年度地方公営企業決算状況調査

また、下水道事業職員数（常勤のみ）と職員一人あたりの管理延長（汚水・合流）及び有収水量を以下に示します。

本市の下水道事業職員数は近隣4都市のうち春日部市に次いで2番目に少ない数となっており、職員一人あたりの管理延長、有収水量ともに春日部市に次いで2番目に多くなっています。

近隣4都市の中では中間に位置していますが、類似団体平均と比較すると職員数は約半数、職員一人あたりの管理延長及び有収水量は約2倍、処理場を持たない類似団体と比較しても本市の職員数は少なく、職員一人あたりの管理延長及び有収水量は約1.5倍となっており、比較的職員の業務量が多い傾向にあると考えられます。

図 2.11 近隣都市との比較（職員数）



※類似団体平均は雨水事業担当職員も含まれている可能性があるため参考

出典：令和4年度地方公営企業決算状況調査

2.8. 下水道事業の課題

以上の整理を踏まえて、下水道事業が抱える課題を以下に整理します。

（１）経費回収率の改善

本市の下水道事業の経費回収率は 86.3%（令和 4 年度）となっていますが、近隣都市や類似団体と比較すると低い水準にあります。

効果的かつ効率的な投資、維持管理により汚水処理原価を低減させる取り組みを実施していく必要があります。

また、使用料水準も近隣都市や類似団体と比較すると低い水準になっていることを踏まえ、適切な使用料収入となっているか将来も見据えた検討が必要です。

（２）老朽化施設への対策

本市の下水道事業では、比較的耐用年数の短いポンプ場施設の機械・電気設備の更新需要が高まってきているところですが、令和 14 年度頃以降からは集中的に整備された管路施設を中心として次々に標準耐用年数を迎える時期が訪れます。

ストックマネジメントのみならずアセットマネジメントの考え方の導入により、将来にわたって健全な下水道施設を保てるよう適切な施設管理が必要です。

（３）事業実施体制の確保

類似団体と比較すると、職員数が少なく、一人あたりの管理施設や有収水量も多くなっています。安定した下水道サービスを継続するためにも、下水道職員数の維持や人材育成体制の構築、官民連携手法の導入等により安定した下水道事業の実施体制の確保が必要です。

3. 将来の事業見通し

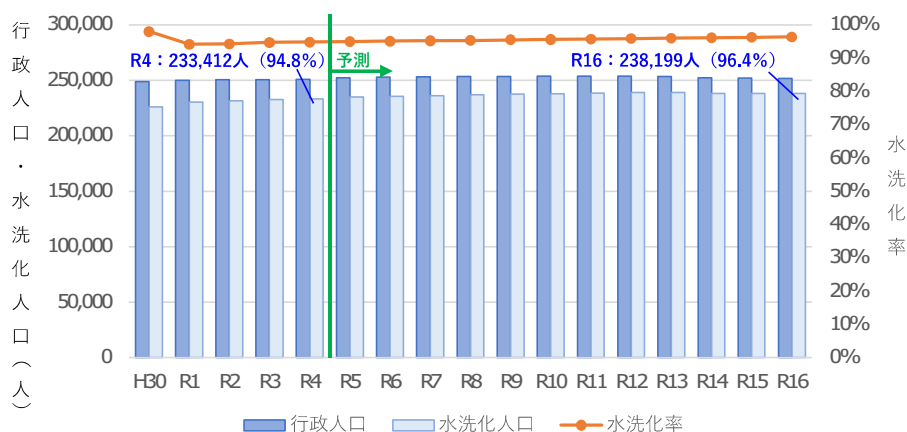
3.1. 水洗化人口

近年の水洗化人口は増加傾向にあり、令和 4 年度では 233,412 人となっています。

将来の水洗化人口は処理区域内人口に水洗化率を乗じることで推計します。処理区域内人口は前年度処理区域内人口に当年度新規整備区域の人口を加算することで算出し、水洗化率は令和 4 年度の 94.8% から、今後の水洗化促進の取組等により毎年 0.13% 増加するものとして推計しています。

令和 16 年度には 238,199 人（水洗化率 96.4%）まで増加する見込みです。

図 3.1 水洗化人口の予測



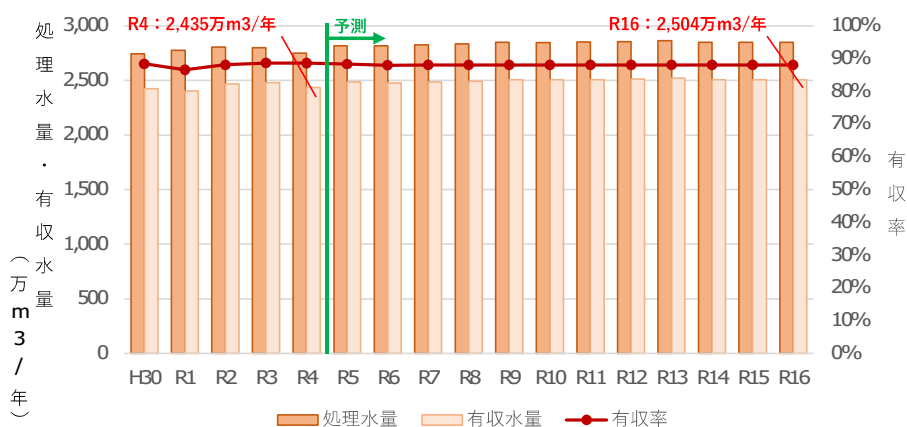
※行政人口は「草加市将来人口推計（令和 4 年 4 月）」の推計値を採用

3.2. 有収水量

近年の有収水量は概ね横ばい傾向にあり、令和 4 年度の有収水量は約 2,435 万 m³/年となっています。

将来の有収水量は水洗化人口の将来予測値に一人あたり有収水量を乗じて予測します。近年の一人あたりの使用水量は概ね一定であることから、今後も大きく変わらないものとして、令和 6 年度予算値の 288L/人/日が将来にわたって継続するものとして推計しています。

図 3.2 有収水量の予測

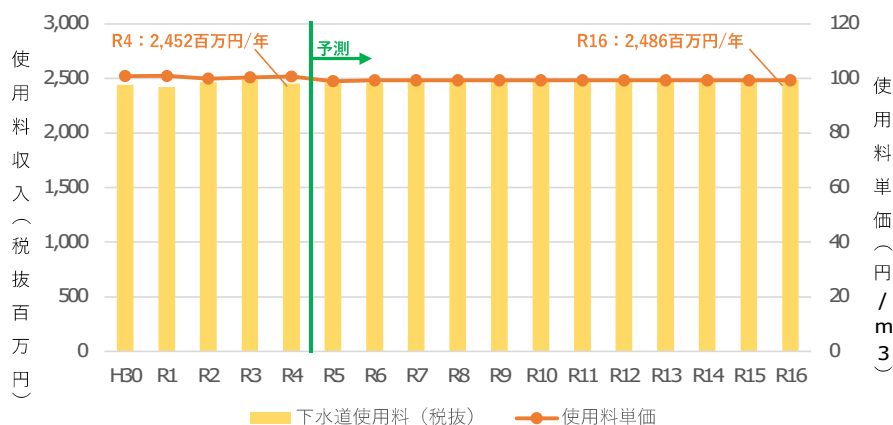


3.3. 使用料収入

近年の使用料収入は概ね横ばい傾向にあり、令和 4 年度の使用料収入は約 2,452 百万円となっています。

将来の使用料収入は有収水量に使用料単価を乗じて設定します。使用料単価は令和 6 年度予算値の 99.3 円/m³ が将来にわたって継続するものとして推計しています。

図 3.3 使用料収入の予測



3.4. 組織の見通し

現在は、汚水事業を下水道課、雨水事業を河川課が所管しています。

今後も、未普及対策や浸水対策にかかる管路施設等の新規整備、老朽化施設の改築・修繕事業及び耐震対策事業等に加えて、突発的な災害に対応するため職員数の増員について検討する必要があります。

4. 経営の基本方針

4.1. 基本理念

本市は、「快適都市～地域の豊かさの創出～」という都市像に向けてまちづくりに取り組んでいます。「快適都市」とは、「いつまでもこのまちで暮らしたい」「このまちで子どもを育てたい」と実感できる都市のことを指しており、次の4つの基本的要素から成り立っています。

快適な環境・・・環境にやさしい水とみどりのまちをつくる
安心と安全・・・人にやさしい安心して住み続けられるまちをつくる
活気の創出・・・にぎわいのあるまちをつくる
地域の共生・・・ともに力をあわせて自分たちのまちをつくる

下水道事業では、「快適な生活環境を維持し、豪雨による浸水被害を防ぐ」という下水道本来の役割を念頭に、「**下水道サービスを将来にわたり安定的に持続させることで「快適都市」の実現を目指す**」ことを下水道事業経営の基本理念として掲げ、事業を推進していきます。

4.2. 基本方針

基本理念に基づき、以下の3項目を基本方針とします。

安心安全な「快適都市」の実現

下水道サービスにより、公衆衛生が確保された災害に強いまちづくりを進め、市民にとっての「快適都市」の実現を目指します。

下水道施設の維持

下水道サービスを将来にわたり持続させるため、施設の健全性を保つ取り組みを進めます。

健全な下水道事業経営

下水道サービスが将来にわたり持続するための取組みを実施し、経営基盤の強化を目指します。

基本方針	施策	内容
安心安全な「快適都市」の実現	①未普及対策の推進	下水道計画区域内における未整備区域の解消に向けて、污水管の新規整備を進めていきます。
	②浸水対策の推進	水害に強いまちづくりのため、雨水管の新規整備や雨水ポンプ場の維持管理を進めていきます。
	③地震対策の推進	下水道総合地震対策計画に基づき、マンホールの浮上対策や可とう継手の設置等の耐震化工事を進めていきます。
下水道施設の維持	④計画的な点検・調査の実施	下水道ストックマネジメント実施方針に基づき、下水道管やポンプ設備の点検・調査を実施して施設の状態把握を進めていきます。
	⑤修繕・改築の実施	点検・調査の結果を踏まえ、施設の劣化状態に応じて修繕や改築工事を実施することで下水道施設を健全に保ちます。
健全な下水道事業経営	⑥効率的な事業運営	効率的な事業運営を実現するため、下水道事業環境を踏まえて官民連携手法の導入について検討します。
	⑦使用料収入の適正化	下水道施設の老朽化対策や近年の物価上昇等の事業背景を踏まえて適正な使用料水準を検討します。

5. 投資・財政計画

5.1. 投資試算

基本方針に基づいて、計画期間内では以下の投資を予定しています。

① 未普及対策

下水道計画区域内の下水道未整備区域に新規污水管を整備し、下水道を利用できるようにするための事業を実施します。

② 浸水対策

近年、全国的に台風や線状降水帯による集中豪雨が増加しており、各地で浸水被害が頻発しています。豪雨発生時に市民の生命や財産を守るため、新規雨水管の整備等の浸水対策事業を実施します。

③ 総合地震対策

大地震発生時には、マンホールが浮上して緊急車両等の交通障害の一因となったり、下水道管が破損することで下水道を利用できなくなったりする可能性があります。このような事態を防ぐため、「草加市下水道総合地震対策計画（令和 5 年度）」に基づいて下水道マンホールの浮上対策や下水道管への耐震継手の設置等の耐震対策事業を実施します。

④ 老朽化対策（ストックマネジメント）

下水道管の標準耐用年数は 50 年、ポンプ施設の標準耐用年数は 15 年とされており、今後、本市においても標準耐用年数を超過する下水道施設が増加していきます。破損した下水道管をそのままにしておくと、下水が流れなくなるばかりではなく、道路陥没等の事故に繋がる可能性があります。下水道施設を健全な状態に保つため、「草加市下水道ストックマネジメント実施方針（平成 31 年 3 月）」に基づいた計画的な点検・調査により施設の状況を把握しストックマネジメント計画を策定、必要に応じて修繕・改築を実施します。

(1) 資本的支出

資本的支出は、ストックマネジメント事業、総合地震対策事業、未普及対策事業、浸水対策事業等の各事業計画を反映しています。また、それぞれの事業ごとに国庫補助金や企業債等の財源を設定し、過年度発行済の企業債と新規発行分の企業債から将来の企業債償還金を予測しています。

表 5.1 関連事業の投資計画

(百万円)

事業	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
ストックマネジメント（污水）	205	274	206	218	206	222
ストックマネジメント（雨水）	38	290	198	199	194	206
総合地震対策	20	209	209	209	209	209
未普及対策	112	50	50	50	50	50
浸水対策	488	925	800	800	800	800
合計	863	1,748	1,463	1,476	1,458	1,487

(百万円)

事業	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16
ストックマネジメント（污水）	418	323	328	330	327
ストックマネジメント（雨水）	339	240	237	242	255
総合地震対策	209	209	209	209	209
未普及対策	50	50	50	50	50
浸水対策	800	800	800	800	800
合計	1,815	1,622	1,624	1,630	1,641

図 5.1 関連事業の投資計画

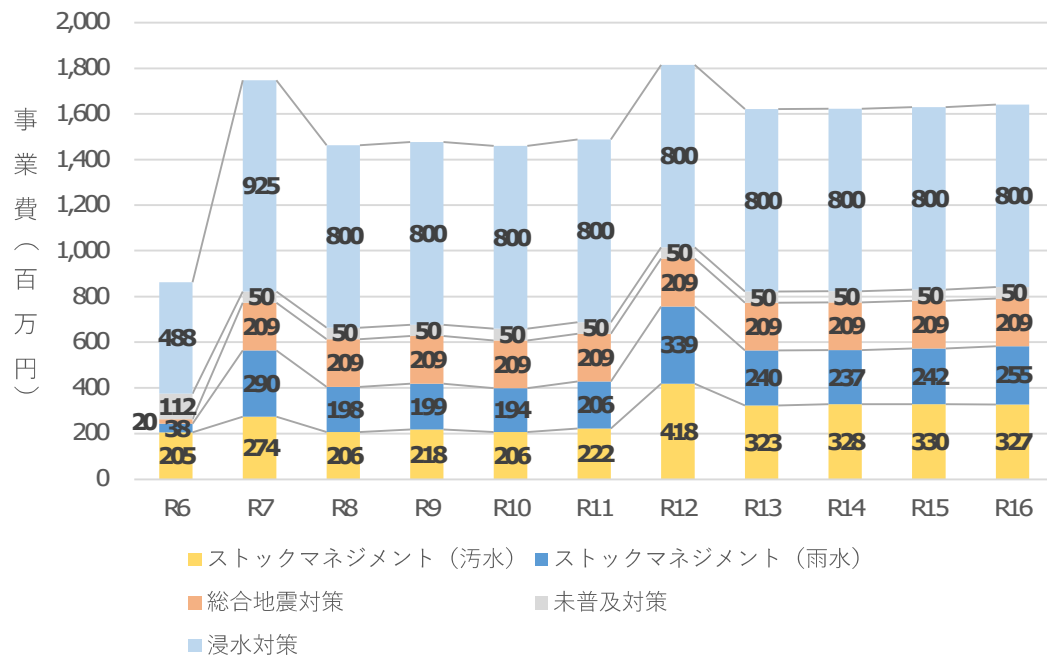


表 5.2 関連事業の投資計画の設定方法

事業	設定方法
ストックマネジメント (汚水・雨水)	下水道ストックマネジメント計画に基づき事業費を設定
総合地震対策	現計画と同程度の事業費を確保するものとして設定
未普及対策	2ha/年のペースで污水管を整備するものとして設定
浸水対策	令和 6 年度～令和 9 年度：現在の事業予定(雨水管渠・雨水ポンプ場の整備費) 令和 10 年度以降：令和 9 年度の事業費を一定として反映

表 5.3 資本的支出の予測

項	目	←実績 予算 予算 →予測 (百万円)							
		2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9
建設改良費	污水管渠建設改良費	345	353	323	418	478	546	478	490
	雨水管渠整備費	240	607	321	418	430	1,109	887	886
	雨水ポンプ場整備費	113	180	82	417	162	208	213	217
	事務費	51	47	43	57	56	58	59	59
	流域下水道建設負担金	202	146	130	137	130	200	190	240
	固定資産購入費	1	0	0	11	0	6	6	6
	小計	951	1,333	899	1,458	1,256	2,127	1,833	1,897
企業債償還金	企業債償還金	3,141	3,102	3,006	2,744	2,651	2,313	2,276	2,050
合計		4,092	4,435	3,905	4,202	3,907	4,440	4,109	3,947

項	目	(百万円)						
		2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16
建設改良費	污水管渠建設改良費	478	494	690	595	600	602	600
	雨水管渠整備費	888	897	1,023	927	927	927	937
	雨水ポンプ場整備費	209	213	219	218	215	220	223
	事務費	60	60	61	62	62	63	63
	流域下水道建設負担金	320	192	192	192	192	192	192
	固定資産購入費	6	6	6	6	6	6	6
	小計	1,960	1,862	2,191	1,999	2,002	2,009	2,021
企業債償還金	企業債償還金	1,887	1,818	1,671	1,553	1,450	1,369	1,254
合計		3,848	3,680	3,862	3,552	3,452	3,378	3,276

図 5.2 資本的支出の予測

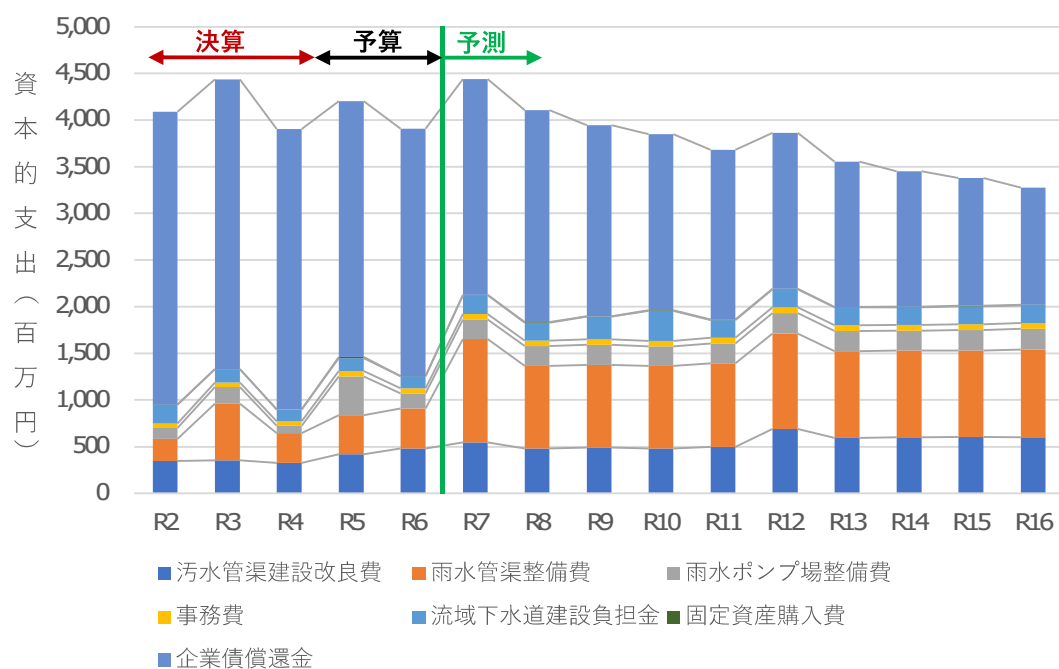


表 5.4 資本的支出の設定方法

項	目	設定方法
建設改良費	汚水管渠建設改良費	未普及対策や総合地震対策の事業予定を計上 その他は平成 30 年度から令和 5 年度までの実績(予算)の平均値
	雨水管渠整備費	浸水対策の事業予定を計上 その他は平成 30 年度から令和 5 年度までの実績(予算)の平均値
	雨水ポンプ場整備費	ストックマネジメント計画の事業予定を計上 その他は平成 30 年度から令和 5 年度までの実績(予算)の平均値
	事務費	令和 5 年度予算を採用
	流域下水道建設負担金	令和 6 年度から令和 10 年度は県下水道課提示の概算事業費 令和 11 年度以降は令和 2 年度から令和 10 年度の平均値
	固定資産購入費	平成 30 年度から令和 5 年度までの実績(予算)の平均値
企業債償還金		既往企業債発行分及び新規企業債発行分の元金の合計

5.2. 財源試算

(1) 資本的収入

資本的収入は、資本的支出で予定される各種事業の財源として、企業債や国からの補助金等を見込んでいます。令和7年度以降は、従来よりもストックマネジメント事業や浸水対策事業への投資が大きくなるため企業債による収入が大きくなる見通しです。また、企業債償還の財源として、他会計出資金や他会計負担金、他会計補助金を見込んでいます。

表 5.5 資本的収入の予測

	←実績		予算		予算		→予測		(百万円)
	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	
企業債	383	799	810	1,026	924	1,683	1,433	1,492	
他会計出資金	1,232	1,236	1,119	893	834	580	523	264	
他会計補助金	578	582	580	562	562	592	564	454	
他会計負担金	221	206	48	91	76	75	63	63	
国補助金	74	144	121	183	69	293	263	267	
工事負担金	49	100	19	6	12	18	18	18	
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	2,536	3,068	2,698	2,760	2,477	3,240	2,863	2,557	

	(百万円)						
	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16
企業債	1,561	1,455	1,721	1,563	1,566	1,569	1,578
他会計出資金	79	0	0	0	0	0	0
他会計補助金	367	317	241	170	117	78	49
他会計負担金	63	61	67	61	61	61	62
国補助金	262	267	314	289	288	291	293
工事負担金	18	18	18	18	18	18	18
その他	0	0	0	0	0	0	0
計	2,348	2,117	2,360	2,100	2,049	2,017	1,999

図 5.3 資本的収入の予測

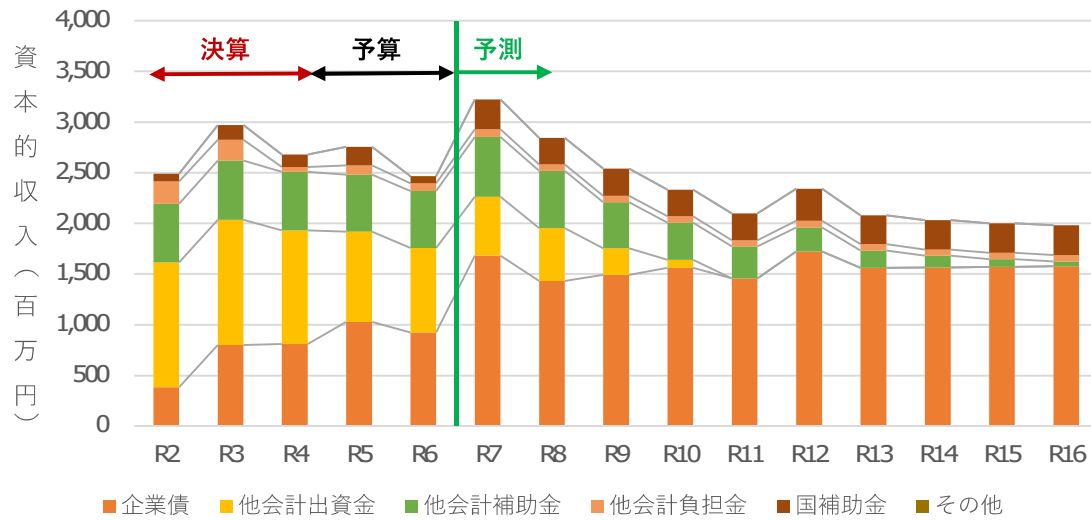


表 5.6 資本的収入の設定方法

	設定方法
企業債	建設改良費の財源として令和2年度～令和4年度の起債割合の平均値
他会計出資金	汚水分の企業債償還金から汚水分の損益勘定留保資金を控除した額
他会計補助金	総務省の繰出基準に基づき汚水分の基準内繰入金を計上
他会計負担金	雨水分の地方公営企業法適用債の元金償還金分を計上
国補助金	建設改良費の財源として令和2年度～令和4年度の交付割合の平均値
工事負担金	平成30年度から令和5年度までの実績(予算)を平均
その他	見込まない

(2) 収益的收入

収益的收入は、「3.将来の事業見通し」で予測した使用料収入の他、汚水の繰入金である他会計補助金のうち基準内繰入金や長期前受金戻入を計上しています。

一般会計からの繰入金については、総務省通知の操出基準に基づき一般会計が負担することとされている基準内繰入金と、その基準を超えた分としての基準外繰入金がありますが、下水道事業を含めた地方公営企業は独立採算が原則とされることから、本経営戦略の計画期間である令和7年度以降の収入予測においては、他会計補助金の基準外繰入金分は見込まないものとして試算しています。また、令和6年度までの決算（実績）及び予算では、他会計補助金に基準外繰入金が含まれていますが、令和7年度以降と比較しやすくするため、表5.7及び図5.4では一旦それを除いた金額を記載しております。

表 5.7 収益的收入の予測

		←実績		予算	予算	→予測		(百万円)	
目	節	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9
営業収益	使用料収入	2,467	2,490	2,452	2,460	2,457	2,468	2,474	2,487
	受託工事収益	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	398	367	667	611	594	771	793	812
	小計	2,865	2,857	3,120	3,071	3,052	3,238	3,267	3,299
営業外収益	他会計補助金	145	130	114	117	106	92	82	73
	長期前受金戻入	1,809	1,829	1,791	1,821	1,834	1,797	1,796	1,795
	その他	41	42	15	0	0	1	1	1
	小計	1,996	2,000	1,921	1,938	1,940	1,890	1,878	1,868
合計		4,860	4,857	5,040	5,008	4,992	5,128	5,145	5,167
他会計補助金（基準外繰入金）		767	770	712	556	531	0	0	0
合計（決算・予算・予測）		5,627	5,627	5,752	5,565	5,523	5,128	5,145	5,167

		(百万円)						
目	節	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16
営業収益	使用料収入	2,485	2,489	2,493	2,502	2,486	2,487	2,486
	受託工事収益	0	0	0	0	0	0	0
	その他	828	843	862	885	901	908	917
	小計	3,313	3,333	3,355	3,387	3,388	3,394	3,403
営業外収益	他会計補助金	66	61	56	52	50	49	48
	長期前受金戻入	1,794	1,795	1,793	1,792	1,785	1,772	1,754
	その他	1	1	1	1	1	1	1
	小計	1,861	1,856	1,849	1,844	1,836	1,821	1,803
合計		5,174	5,188	5,204	5,231	5,223	5,216	5,205
他会計補助金（基準外繰入金）		0	0	0	0	0	0	0
合計（決算・予算・予測）		5,174	5,188	5,204	5,231	5,223	5,216	5,205

図 5.4 収益的収入の予測

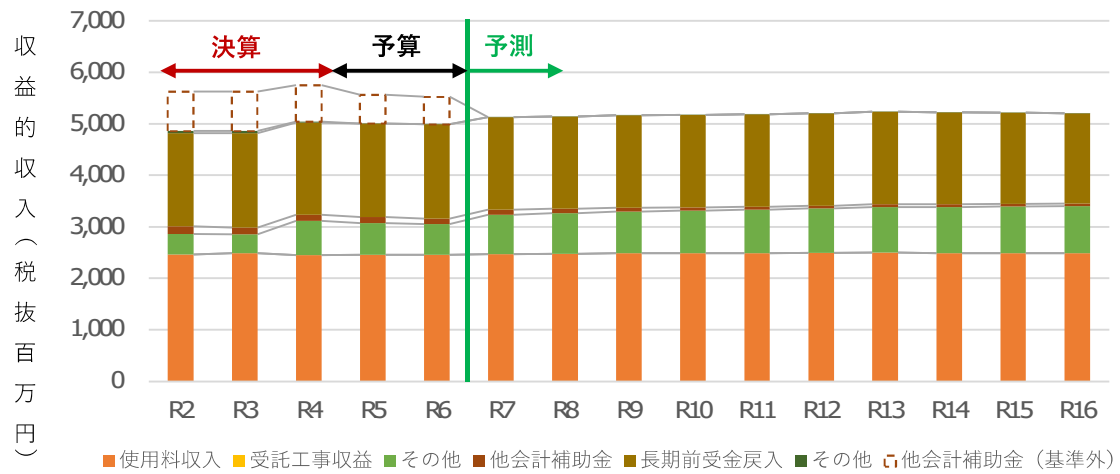


表 5.8 収益的収入の設定方法

目	節	設定方法
営業収益	使用料収入	有収水量の推計値に使用料単価を乗じる
	受託工事収益	見込まない
	その他(手数料)	平成 30 年度から令和 5 年度までの実績(予算)を平均
営業外収益	他会計補助金	【汚水】基準内繰入金分は反映 基準外繰入金は見込まない 【雨水】基準内繰入金分は反映 基準外繰入金は赤字補填として反映
	長期前受金戻入	既往取得分及び将来の建設改良費分の合計 対象財源は国庫補助金、受益者負担金、他会計負担金
	その他(雑収益)	平成 30 年度から令和 5 年度までの実績(予算)を平均

5.3. 投資以外の経費

(1) 収益的支出

収益的支出は、近年の物価上昇や人件費の高騰の傾向を考慮して予測します。

特に中川流域下水道への維持管理負担金については、近年の燃料費や物価の高騰の影響を受けた令和4年度の決算を踏まえて単価の増額改定が予想されていることから、想定単価を設定して財政シミュレーションに反映しています。令和7～11年度は、現行の40円/m³から5円/m³増額の45円/m³と設定しています。以降、5年に1度の改定ごとに3円/m³増額を見込んでいます。

表 5.9 収益的支出の予測

目	節	←実績 予算 予算 予測							
		2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9
営業費用	污水管渠費	138	152	166	250	277	180	182	184
	雨水管渠費	14	19	37	75	55	40	40	41
	雨水ポンプ場費	66	71	80	98	117	91	92	93
	水質規制費（污水）	4	5	5	7	7	5	5	5
	業務費（下水道使用料賦課徴収事業）	178	192	175	170	180	171	173	174
	公共下水道総係費	132	113	126	195	212	158	159	160
	流域下水道維持管理費	1,019	1,018	1,000	1,024	1,022	1,155	1,158	1,164
	減価償却費	3,309	3,330	3,297	3,314	3,351	3,351	3,377	3,398
	資産減耗費	39	45	6	34	11	31	31	31
	小計	4,900	4,947	4,892	5,167	5,232	5,182	5,217	5,251
営業外費用	支払利息及び企業債取扱諸費	602	525	454	399	347	318	312	301
	雑支出	100	54	39	26	25	33	34	34
	小計	702	579	493	424	373	351	345	336
合計		5,602	5,526	5,385	5,591	5,605	5,533	5,562	5,587

(百万円)								
目	節	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16
営業費用	污水管渠費	186	187	189	191	193	195	197
	雨水管渠費	41	41	42	42	43	43	43
	雨水ポンプ場費	94	95	96	97	98	99	100
	水質規制費（污水）	5	6	6	6	6	6	6
	業務費（下水道使用料賦課徴収事業）	176	178	180	181	183	185	187
	受益者負担金賦課徴収事業	0	0	0	0	0	0	0
	下水道普及促進・維持管理事業	0	0	0	0	0	0	0
	公共下水道総係費	162	164	165	167	168	170	171
	地方公営企業法適用化事業	0	0	0	0	0	0	0
	流域下水道維持管理費	1,163	1,165	1,245	1,249	1,242	1,242	1,242
	減価償却費	3,417	3,436	3,456	3,481	3,495	3,501	3,495
	資産減耗費	31	31	31	31	31	31	31
	小計	5,275	5,302	5,409	5,445	5,458	5,470	5,471
営業外費用	支払利息及び企業債取扱諸費	298	298	296	303	308	314	322
	消費税及び地方消費税	0	0	0	0	0	0	0
	雑支出	35	36	36	37	38	38	39
	小計	333	333	333	340	345	352	361
合計		5,608	5,636	5,741	5,785	5,803	5,823	5,832

図 5.5 収益的支出の予測

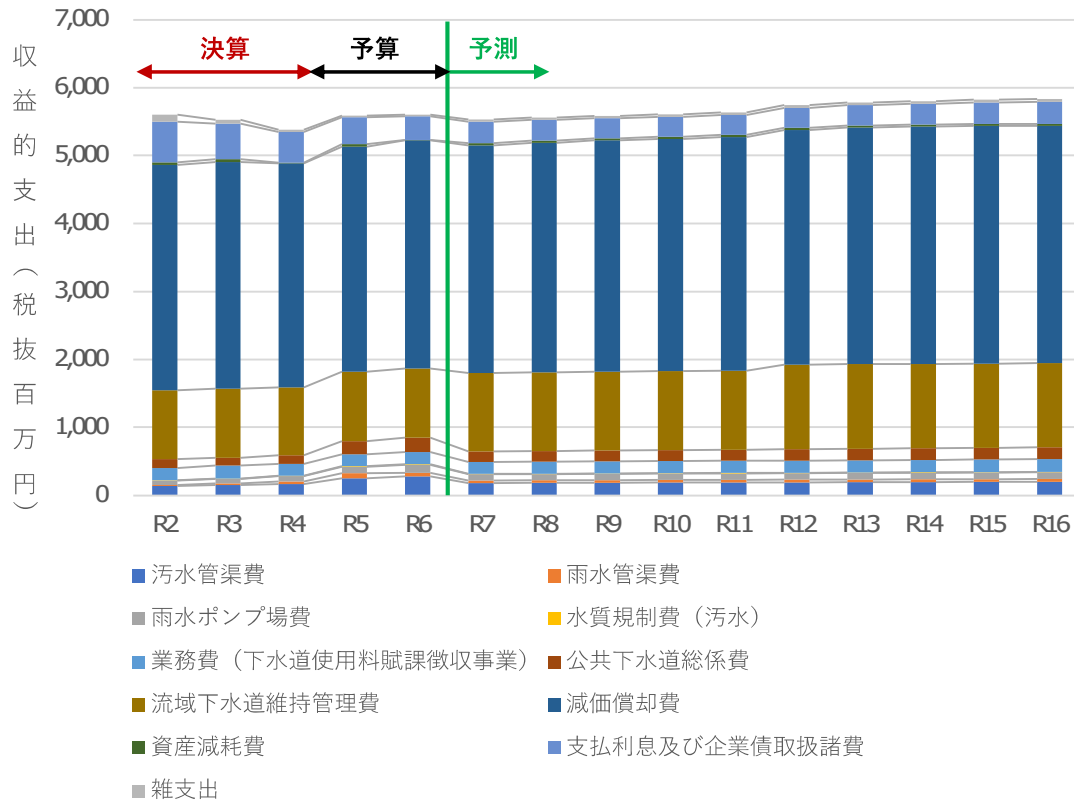


表 5.10 収益的支出の設定方法

目	節	設定方法
営業費用	污水管渠費	令和 2 年度から令和 5 年度までの実績(予算)を平均
	雨水管渠費	令和 2 年度から令和 5 年度までの実績(予算)を平均
	雨水ポンプ場費	令和 2 年度から令和 5 年度までの実績(予算)を平均
	水質規制費(污水)	令和 2 年度から令和 5 年度までの実績(予算)を平均
	業務費 (下水道使用料賦課徴収事業)	令和 2 年度から令和 5 年度までの実績(予算)を平均
	公共下水道総係費	給与費は令和 5 年度予算値、給与費以外は令和 2 年度から令和 5 年度までの実績(予算)を平均
	流域下水道 維持管理負担金	有収水量の推計値に維持管理負担金単価を乗じる 令和 7 年度から令和 11 年度までの期間は、 現行の 40 円/m ³ から 5 円/m ³ 増額の 45 円/m ³ と設定。 以降、5 年に 1 度の改定ごとに 3 円/m ³ 増額。
	減価償却費	既往取得分及び将来の建設改良費分の合計
	資産減耗費	令和 2 年度から令和 5 年度までの実績(予算)を平均
営業外費用	支払利息及び 企業債取扱諸費	既往企業債発行分及び新規企業債発行分の利息の合計
	雑支出	納税調整額分

5.4. 将来の経営見通し

将来の事業見通し及び投資計画に基づく財政シミュレーションの結果を以下に示します。なお、今回の財政シミュレーションでは、3 条他会計補助金の基準外繰入金（汚水分）を見込んでいません。

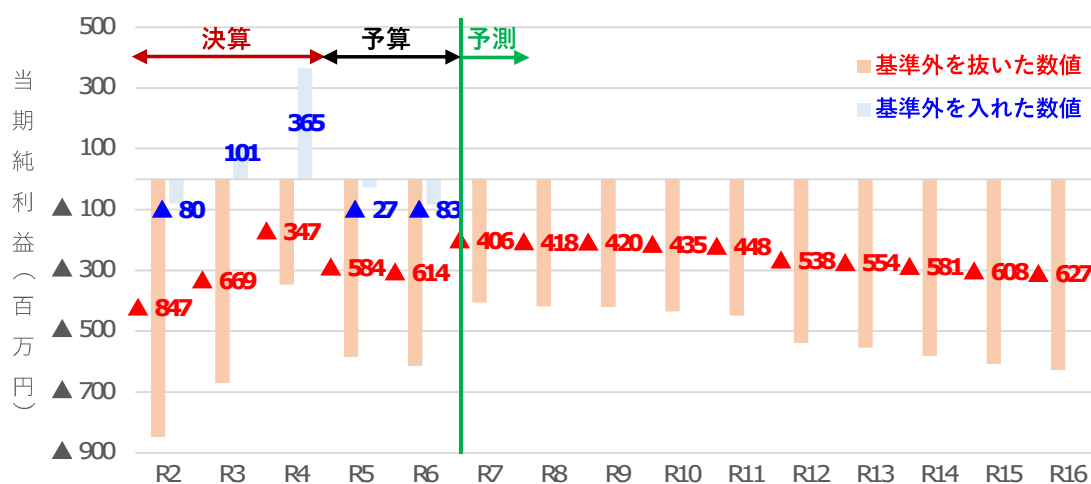
基準外繰入金を見込まない場合、すべての期間で収支不足が発生します。その後、物価上昇や維持管理負担金の増額改定を受けて赤字が拡大していき、令和 16 年度には約 6.3 億円の赤字となる見込みです。

経費回収率は費用が大きくなっていくため令和 4 年度をピークに減少していき、令和 16 年度には 75.6%と令和 2 年度以降で最も低い値となる見込みです。

また、単年度補填財源については、令和 9 年度以降不足額が発生する見込みです。

以上より、将来の事業環境を踏まえた経営見通しの結果、経費回収率は悪化する一方であり、さらに基準外繰入金に依存した経営状況となることが想定されることから、経費回収率の改善に向けた取り組み（支出削減・収入増加）を行う必要があります。

図 5.6 当期純利益



※令和 2～4 年度決算、令和 5・6 年度予算についても 3 条他会計補助金(汚水分)の基準外繰入金を除いて算出した値を参考値として示す

図 5.7 経費回収率

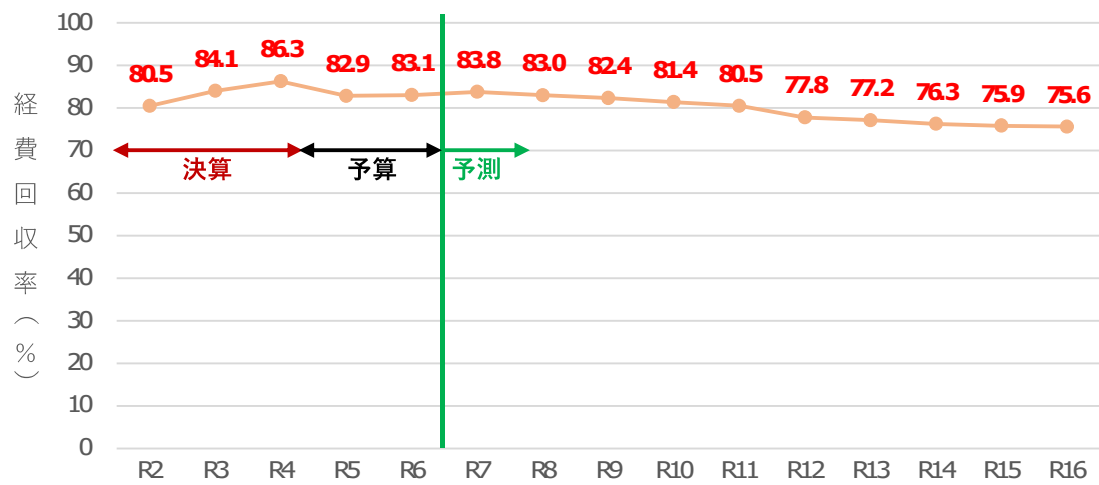
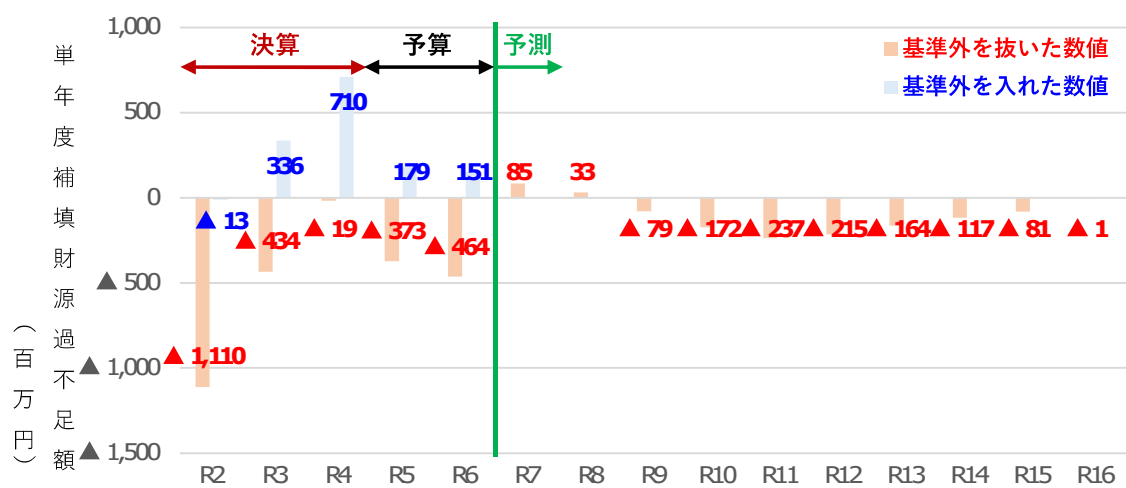


図 5.8 単年度補填財源過不足額



●投資・財政計画（収益的収支）

区 分		年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		2,864,628	2,856,747	3,119,534	3,070,605	3,051,816	3,238,301
		(1) 料 金 収 入	2,466,540	2,490,047	2,452,359	2,459,752	2,457,480	2,467,746
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)						
	2. 営 業 外 収 益	(3) そ の 他	398,087	366,699	667,175	610,853	594,336	770,555
			2,762,795	2,770,605	2,632,935	2,494,330	2,470,915	1,889,581
		(1) 補 助 金	912,383	899,828	826,677	673,272	636,720	92,494
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	他 会 計 補 助 金	912,383	899,828	826,677	673,272	636,720	92,494
		そ の 他 補 助 金						
		(3) そ の 他	40,966	41,746	14,853	197	236	548
	収 入 の 計 (C)		5,627,422	5,627,352	5,752,469	5,564,935	5,522,731	5,127,881
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用		4,899,695	4,946,835	4,891,836	5,166,910	5,232,089	5,181,927
		(1) 職 員 給 与 費	92,913	92,953	99,154	114,471	122,727	116,772
		基 本 給 与 費	63,448	67,388	71,973	80,756	85,928	82,379
	(2) 経 費	退 職 給 付 費						
		そ の 他	29,465	25,566	27,181	33,715	36,799	34,393
			1,497,649	1,523,471	1,495,742	1,738,312	1,758,182	1,714,174
	(3) 減 価 償 却 費	動 力 費	23,273	23,709	27,605	37,707	34,022	28,637
		修 繕 費	18,265	16,199	27,825	73,353	72,271	46,010
		材 料 費	19	120		200	200	115
		そ の 他	1,456,092	1,483,443	1,440,312	1,627,052	1,651,689	1,639,412
経 常 損 益	2. 営 業 外 費 用		3,309,133	3,330,410	3,296,940	3,314,127	3,351,180	3,350,981
	(1) 支 払 利 息		701,901	578,916	493,171	424,992	372,688	351,118
		(2) そ の 他	601,614	525,018	454,138	398,886	347,313	318,459
			100,287	53,898	39,033	26,106	25,375	32,659
	支 出 の 計 (D)		5,601,596	5,525,751	5,385,007	5,591,902	5,604,777	5,533,045
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)		25,827	101,601	367,463	△ 26,967	△ 82,046	△ 405,164
	特 別 利 益 (F)		97		12	3	3	37
	特 別 損 失 (G)		106,046	793	2,034	438	912	849
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)		△ 105,949	△ 793	△ 2,023	△ 435	△ 909	△ 812
	当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		△ 80,122	100,808	365,440	△ 27,402	△ 82,956	△ 405,976
流 動 資 産	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		△ 80,122	20,686	386,126	358,724	275,768	△ 130,207
	流 動 資 産 (J)		1,381,845	1,355,905	1,867,231	2,030,583	1,797,196	1,857,413
		う ち 未 収 金	348,838	391,227	329,512	325,711	341,010	342,435
		流 動 負 債 (K)	4,315,861	3,857,816	3,396,896	3,201,502	2,873,321	2,787,746
	流 動 負 債 (K)	う ち 建 設 改 良 費 分	3,102,118	3,005,851	2,743,740	2,661,729	2,312,060	2,275,810
		う ち 一 時 借 入 金	469,000					
		う ち 未 払 金	683,576	798,092	604,596	493,884	518,573	511,936
	累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		3					4
	地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)							
	営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		2,864,628	2,856,747	3,119,534	3,070,605	3,051,816	3,238,301
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率	地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)							
	健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)							
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)		53,778	148,516	417,432			
	健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)		2,864,628	2,856,747	3,119,534	3,070,605	3,051,816	3,238,301
	健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)							

※営業費用(2)経費のうち、その他には流域下水道維持管理負担金を含んでいる。

(単位:千円, %)

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
3,266,911	3,298,565	3,313,065	3,332,599	3,355,182	3,386,695	3,387,504	3,394,451	3,402,939
2,474,207	2,486,722	2,484,917	2,489,406	2,493,163	2,501,752	2,486,431	2,486,671	2,486,420
792,704	811,843	828,148	843,193	862,019	884,943	901,073	907,780	916,519
1,878,395	1,868,392	1,861,063	1,855,712	1,849,111	1,844,459	1,835,687	1,821,419	1,802,514
82,256	72,859	66,101	60,587	55,747	52,316	49,953	48,573	47,681
82,256	72,859	66,101	60,587	55,747	52,316	49,953	48,573	47,681
1,795,591	1,794,984	1,794,413	1,794,577	1,792,816	1,791,595	1,785,186	1,772,298	1,754,285
548	548	548	548	548	548	548	548	548
5,145,306	5,166,957	5,174,127	5,188,311	5,204,293	5,231,154	5,223,191	5,215,870	5,205,453
5,217,007	5,250,901	5,275,262	5,302,490	5,408,620	5,444,650	5,457,695	5,470,317	5,470,952
117,940	119,119	120,310	121,513	122,728	123,956	125,195	126,447	127,712
83,203	84,035	84,875	85,724	86,581	87,447	88,322	89,205	90,097
34,737	35,084	35,435	35,789	36,147	36,509	36,874	37,242	37,615
1,722,330	1,733,373	1,737,765	1,745,155	1,830,068	1,839,752	1,837,550	1,843,174	1,848,607
28,924	29,213	29,505	29,800	30,098	30,399	30,703	31,010	31,320
46,470	46,935	47,404	47,879	48,357	48,841	49,329	49,823	50,321
116	118	119	120	121	122	124	125	126
1,646,820	1,657,108	1,660,737	1,667,357	1,751,492	1,760,390	1,757,394	1,762,216	1,766,840
3,376,737	3,398,408	3,417,187	3,435,821	3,455,823	3,480,942	3,494,950	3,500,696	3,494,633
345,132	335,638	332,765	333,285	332,618	339,956	345,402	352,458	360,804
311,599	301,352	297,833	297,751	296,321	302,718	307,502	314,284	322,269
33,533	34,285	34,933	35,534	36,296	37,238	37,900	38,174	38,534
5,562,139	5,586,538	5,608,027	5,635,775	5,741,238	5,784,606	5,803,097	5,822,775	5,831,756
△ 416,834	△ 419,582	△ 433,900	△ 447,464	△ 536,945	△ 553,452	△ 579,906	△ 606,905	△ 626,303
37	37	37	37	37	37	37	37	37
849	849	849	849	849	849	849	849	849
△ 812	△ 812	△ 812	△ 812	△ 812	△ 812	△ 812	△ 812	△ 812
△ 417,646	△ 420,394	△ 434,712	△ 448,276	△ 537,757	△ 554,264	△ 580,718	△ 607,717	△ 627,115
△ 547,853	△ 968,246	△ 1,402,959	△ 1,851,234	△ 2,388,991	△ 2,943,255	△ 3,523,973	△ 4,131,690	△ 4,758,805
1,895,107	1,821,469	1,652,970	1,420,631	1,210,492	1,051,538	936,477	859,542	862,147
343,331	345,068	344,818	345,441	345,962	347,154	345,028	345,061	345,026
2,564,348	2,403,956	2,336,722	2,192,476	2,084,058	1,985,090	1,905,484	1,792,886	1,804,711
2,049,720	1,887,070	1,817,848	1,671,035	1,552,859	1,449,878	1,368,562	1,254,143	1,265,137
514,628	516,886	518,874	521,441	531,199	535,212	536,922	538,743	539,574
17	29	42	56	71	87	104	122	140
3,266,911	3,298,565	3,313,065	3,332,599	3,355,182	3,386,695	3,387,504	3,394,451	3,402,939
3,266,911	3,298,565	3,313,065	3,332,599	3,355,182	3,386,695	3,387,504	3,394,451	3,402,939

●投資・財政計画（資本的収支・他会計繰入金）

年 度 区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
資本的収支	1. 企 業 債	382,800	799,100	809,600	1,025,900	923,600	1,682,900
	うち 資本 費 平 準 化 債						
	2. 他 会 計 出 資 金	1,232,065	1,236,242	1,119,192	893,318	834,463	580,451
	3. 他 会 計 補 助 金	577,735	581,891	580,011	561,634	562,211	591,805
	4. 他 会 計 負 担 金	221,054	205,924	48,326	91,296	76,026	74,721
	5. 他 会 計 借 入 金						
	6. 国（都道府県）補助金	73,885	144,437	121,088	182,570	68,500	292,578
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金						
	8. 工 事 負 担 金	48,627	100,100	19,400	5,714	12,363	17,616
	9. そ の 他				1	1	
	計 (A)	2,536,166	3,067,694	2,697,616	2,760,433	2,477,164	3,240,071
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純 計 (A)-(B) (C)	2,536,166	3,067,694	2,697,616	2,760,433	2,477,164	3,240,071
	1. 建 設 改 良 費	950,657	1,332,948	899,115	1,458,358	1,255,939	2,126,713
	うち 職 員 給 与 費	50,520	46,803	43,213	56,837	55,859	57,979
	2. 企 業 債 償 還 金	3,141,223	3,102,118	3,005,851	2,743,741	2,651,242	2,312,865
	3. 他会計長期借入返還金						
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金						
	5. そ の 他				400	400	
	計 (D)	4,091,880	4,435,066	3,904,966	4,202,499	3,907,581	4,439,578
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	1,555,714	1,389,754	1,312,453	1,442,066	1,430,417	1,199,507
補填財源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	1,247,238	1,228,590	1,227,223	1,316,530	1,290,854	1,094,305
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
	3. 繰 越 工 事 資 金						
	4. そ の 他	286,094	56,062	40,435	125,536	139,563	105,202
	計 (F)	1,533,332	1,284,652	1,267,658	1,442,066	1,430,417	1,199,507
補填財源不足額 (E)-(F)		22,382	105,102	44,795			
他会計借入金残高 (G)							
企 業 債 残 高 (H)		21,914,511	22,369,916	22,476,683	22,955,093	21,227,451	20,597,486

○他会計繰入金

年 度 区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収益的収支分		1,309,146	1,265,944	1,492,471	1,283,752	1,230,637	863,695
	うち 基 準 内 繰 入 金	454,229	447,144	465,954	533,524	542,559	490,326
	うち 基 準 外 繰 入 金	854,917	818,799	1,026,518	750,228	688,078	373,369
資本的収支分		2,030,854	2,024,056	1,747,529	1,546,248	1,472,700	1,246,978
	うち 基 準 内 繰 入 金	588,256	592,599	588,777	566,960	566,547	595,795
	うち 基 準 外 繰 入 金	1,442,599	1,431,457	1,158,752	979,288	906,153	651,183
合 計		3,340,000	3,290,000	3,240,000	2,830,000	2,703,337	2,110,673

(単位:千円)

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
1,432,500	1,491,800	1,560,900	1,455,400	1,720,700	1,562,900	1,565,500	1,569,300	1,577,500
523,097	263,745	78,586						
563,804	453,932	366,676	316,911	240,861	169,739	117,158	78,018	48,764
62,931	63,117	62,724	60,646	66,617	61,307	61,169	61,369	62,128
263,407	266,927	261,594	266,845	313,964	288,631	288,025	290,754	293,060
17,616	17,616	17,616	17,616	17,616	17,616	17,616	17,616	17,616
2,863,355	2,557,137	2,348,096	2,117,417	2,359,759	2,100,194	2,049,467	2,017,057	1,999,067
2,863,355	2,557,137	2,348,096	2,117,417	2,359,759	2,100,194	2,049,467	2,017,057	1,999,067
1,832,900	1,897,059	1,960,480	1,862,357	2,191,359	1,999,171	2,001,852	2,009,328	2,021,364
58,559	59,145	59,736	60,334	60,937	61,546	62,162	62,783	63,411
2,275,810	2,049,720	1,887,070	1,817,848	1,671,035	1,552,859	1,449,878	1,368,562	1,254,143
4,108,711	3,946,779	3,847,549	3,680,205	3,862,394	3,552,030	3,451,731	3,377,890	3,275,506
1,245,355	1,389,642	1,499,453	1,562,788	1,502,635	1,451,837	1,402,263	1,360,833	1,276,439
1,161,409	1,293,148	1,257,994	1,223,918	1,156,200	1,166,032	1,159,995	1,151,630	1,144,183
83,947	96,494	108,362	102,038	131,867	121,711	125,346	128,208	130,829
1,245,355	1,389,642	1,366,356	1,325,956	1,288,067	1,287,743	1,285,341	1,279,838	1,275,012
		133,098	236,832	214,568	164,094	116,923	80,995	1,428
19,754,176	19,196,256	18,870,086	18,507,637	18,557,303	18,567,344	18,682,965	18,883,703	19,207,060

(単位:千円)

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
875,758	885,542	895,149	904,775	918,873	938,461	952,396	957,914	965,979
496,938	501,164	504,777	509,393	519,459	533,739	546,998	559,568	573,219
378,819	384,378	390,372	395,382	399,414	404,722	405,398	398,346	392,760
1,149,832	780,794	507,986	377,557	307,478	231,046	178,327	139,387	110,891
567,794	457,922	370,666	318,064	240,861	169,739	117,158	78,018	48,764
582,038	322,872	137,320	59,493	66,617	61,307	61,169	61,369	62,128
2,025,590	1,666,336	1,403,135	1,282,332	1,226,351	1,169,507	1,130,723	1,097,301	1,076,870

5.5. 経営状況改善の検討

5.5.1. 支出削減の取組

一般的に下水道事業における支出削減の取組には、処理場施設の運転効率化、広域化・共同化や汚水処理施設整備の最適化（公共下水道整備予定地区の浄化槽整備地区への転換等）、ストックマネジメントの実施、官民連携手法の導入等が挙げられます。

（１）広域化・共同化・最適化

広域化につきましては、流域関連の自治体で企業団を作ることが考えられますが、先行事例として国から広域化を要請されている水道事業についてみると、合意形成等に時間を要している自治体が多いこともあり、検討事項とします。

共同化につきましては、本市の下水道事業は流域関連公共下水道事業であり処理場施設を持たないため、共同化や処理場施設の運転効率化等による支出削減は見込めません。

最適化につきましては、普及率が令和４年度末時点で 98.1%と高い水準にあり、概成にいたっていることから、ほぼ最適化されている状況と捉えられます。

（２）ストックマネジメントの実施

施設管理については、平成 30 年度に策定したストックマネジメント実施方針及び令和 2 年度に策定したストックマネジメント計画に基づいて計画的な施設管理を実施しています。今後は、現在実施している点検・調査の結果から効率的な点検・調査計画への見直しを行うとともに、ライフサイクルコストの低減を図る修繕・改築計画を策定します。しかし、前述のとおり令和 14 年度以降は標準耐用年数を超過する施設が増加していくことから、施設の機能を健全に保ち、下水道サービスを継続するためには施設管理に要する費用は現在よりも増加することが想定されます。

（３）官民連携手法の導入

官民連携手法の導入によって民間活力を活用することで費用低減を図るため、包括的民間委託や PPP/PFI 等について導入の可能性を検討していきます。

（４）その他支出削減に関する取組

その他費用削減に関する取組として、雨天時浸入水対策を進めることで、不明水を減らし、維持管理負担金に係るコスト削減を目指します。

5.5.2. 収入増加の取組

一般的に下水道事業における収入増加の取組には、処理場施設における汚泥資源活用（消化ガス発電、汚泥肥料化・燃料化等）や未利用施設利活用（処理場建物や用地を貸し付けての民設民営事業等）が挙げられます。また、使用料収入を増加させる取組として水洗化の促進や使用料の改定が挙げられます。

（１）資源利活用・未利用施設利活用

本市の下水道事業は流域関連公共下水道事業であり、処理場施設を持たないため、処理場を活用した収入増の取組を行うことは困難です。

他の取組として、汚水から発生する熱の利用や管内に光ファイバーを布設し民間事業者に貸し出すことが考えられますが、今後の検討課題のため、現段階では除外しました。

（２）使用料収入

令和４年度末の水洗化率は 94.8%となっており、類似団体平均（令和４年度 97.5%）と比較すると改善の余地があるものとして今後も未接続世帯への啓発活動等を行い、水洗化率を高めるための取組をしてまいります。

また、近隣都市や類似団体と比較して使用料単価が低く、経費回収率が 100%を下回っていることから、使用料適正化のために改定を行うケースを検討します。

5.6. 使用料改定の検討

収入増の取組として、使用料改定を考慮した財政シミュレーションを実施します。

使用料改定については、まず総務省が示す水準である使用料単価 150 円/m³ が挙げられますが、各自治体の経営状況に関わらず全国一律に示されているものであり、また、改定率が約 50% となることから、採用は難しいと考えました。

次に検討する指標として、下水道事業は地方公営企業法に基づく公営企業であり、独立採算が原則とされることから、経費回収率を 100% 以上とすることが望ましい為、今回はこれを基に改定を検討しました。

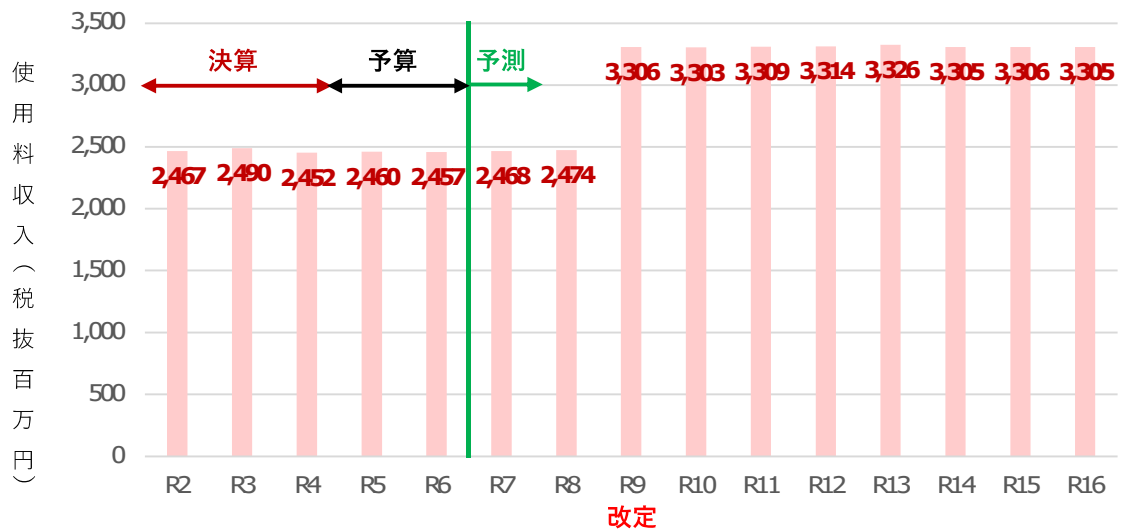
使用料改定の検討ケースを以下に示します。

＜検討ケース＞

令和 9 年度に料金改定を行い、令和 7・8 年度の赤字分を令和 9 年度から令和 16 年度までで回収するとともに、経営戦略期間である令和 7 年度から令和 16 年度までの平均経費回収率が 100% 以上を確保できる水準となる使用料単価 132 円/m³ (改定率 31.1%) とします。

※改定率については、令和 4 年度実績単価 100.7 円/m³ からの率となっています。

図 5.9 使用料収入の予測（使用料改定）



※今回の検討使用料単価は現計画段階のものであり、実際の改定にあたっては直近の決算状況等を踏まえて再度算定を行います。

図 5.10 当期純利益の予測（使用料改定）

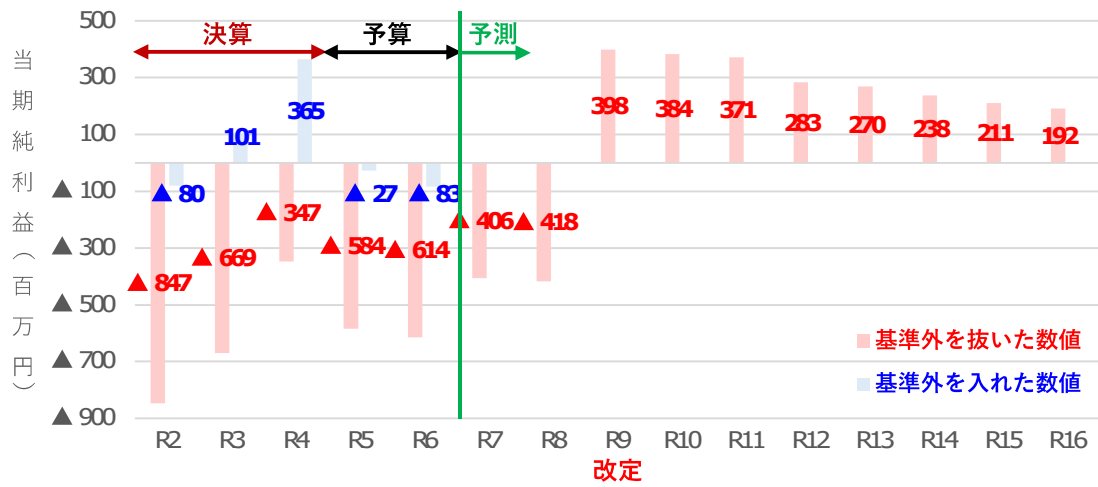


図 5.11 経費回収率の予測（使用料改定）

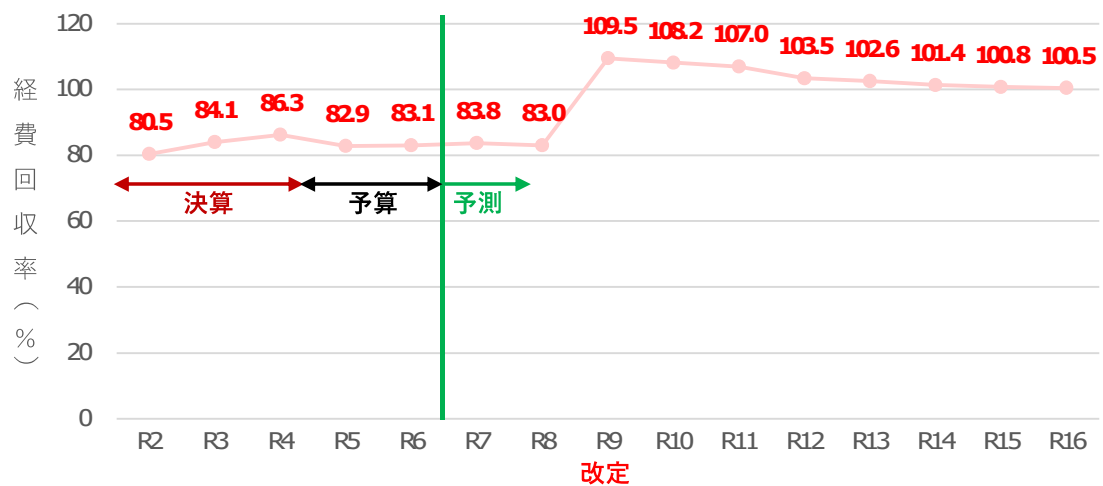
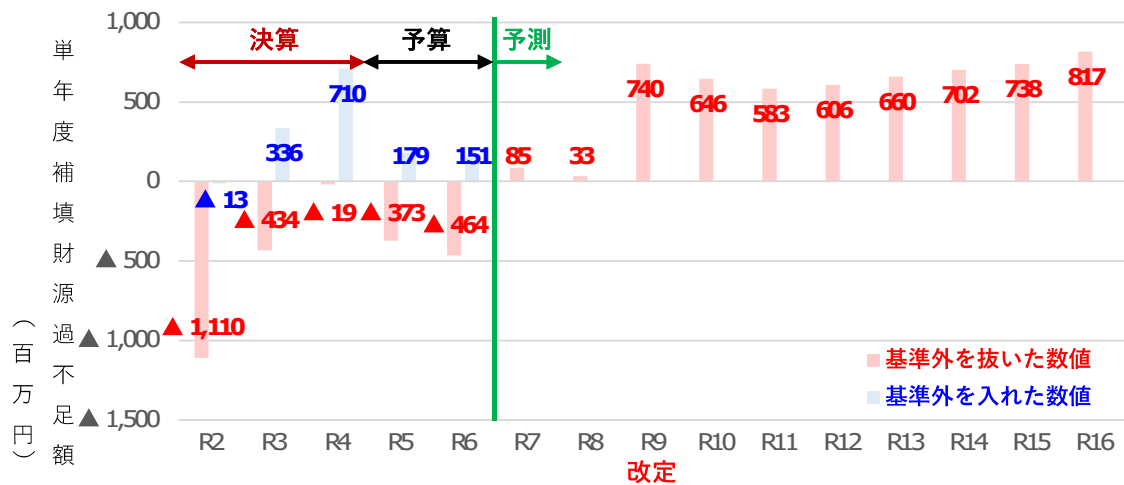


図 5.12 単年度補填財源過不足額の予測（使用料改定）



●使用料改定ケースによる投資・財政計画（収益的収支）

区 分		年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		2,864,628	2,856,747	3,119,534	3,070,605	3,051,816	3,238,301
	(1) 料 金 収 入		2,466,540	2,490,047	2,452,359	2,459,752	2,457,480	2,467,746
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)							
	(3) そ の 他		398,087	366,699	667,175	610,853	594,336	770,555
	2. 営 業 外 収 益		2,762,795	2,770,605	2,632,935	2,494,330	2,470,915	1,889,581
	(1) 補 助 金		912,383	899,828	826,677	673,272	636,720	92,494
	他 会 計 補 助 金		912,383	899,828	826,677	673,272	636,720	92,494
	そ の 他 補 助 金							
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		1,809,447	1,829,031	1,791,406	1,820,861	1,833,959	1,796,538
	(3) そ の 他		40,966	41,746	14,853	197	236	548
収 益 的 支 出	収 入 計 (C)		5,627,422	5,627,352	5,752,469	5,564,935	5,522,731	5,127,881
	1. 営 業 費 用		4,899,695	4,946,835	4,891,836	5,166,910	5,232,089	5,181,927
	(1) 職 員 給 与 費		92,913	92,953	99,154	114,471	122,727	116,772
	基 本 給 与 費		63,448	67,388	71,973	80,756	85,928	82,379
	退 職 給 付 費							
	そ の 他		29,465	25,566	27,181	33,715	36,799	34,393
	(2) 経 費		1,497,649	1,523,471	1,495,742	1,738,312	1,758,182	1,714,174
	動 力 費		23,273	23,709	27,605	37,707	34,022	28,637
	修 繕 費		18,265	16,199	27,825	73,353	72,271	46,010
	材 料 費		19	120		200	200	115
支 出	そ の 他		1,456,092	1,483,443	1,440,312	1,627,052	1,651,689	1,639,412
	(3) 減 価 償 却 費		3,309,133	3,330,410	3,296,940	3,314,127	3,351,180	3,350,981
	2. 営 業 外 費 用		701,901	578,916	493,171	424,992	372,688	351,118
	(1) 支 払 利 息		601,614	525,018	454,138	398,886	347,313	318,459
	(2) そ の 他		100,287	53,898	39,033	26,106	25,375	32,659
	支 出 計 (D)		5,601,596	5,525,751	5,385,007	5,591,902	5,604,777	5,533,045
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)		25,827	101,601	367,463	△ 26,967	△ 82,046	△ 405,164
	特 別 利 益 (F)		97		12	3	3	37
	特 別 損 失 (G)		106,046	793	2,034	438	912	849
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)		△ 105,949	△ 793	△ 2,023	△ 435	△ 909	△ 812
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			△ 80,122	100,808	365,440	△ 27,402	△ 82,956	△ 405,976
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			△ 80,122	20,686	386,126	358,724	275,768	△ 130,207
流 動 資 産	資 産 (J)		1,381,845	1,355,905	1,867,231	2,030,583	1,797,196	1,857,413
	う ち 未 収 金		348,838	391,227	329,512	325,711	341,010	342,435
	負 債 (K)		4,315,861	3,857,816	3,396,896	3,201,502	2,873,321	2,787,746
流 動 負 債	う ち 建 設 改 良 費 分		3,102,118	3,005,851	2,743,740	2,661,729	2,312,060	2,275,810
	う ち 一 時 借 入 金		469,000					
	う ち 未 払 金		683,576	798,092	604,596	493,884	518,573	511,936
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)			3					4
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)								
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)			2,864,628	2,856,747	3,119,534	3,070,605	3,051,816	3,238,301
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M) × 100)								
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)								
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)			53,778	148,516	417,432			
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)			2,864,628	2,856,747	3,119,534	3,070,605	3,051,816	3,238,301
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P) × 100)								

※営業費用(2)経費のうち、その他には流域下水道維持管理負担金を含んでいる。

(単位:千円, %)

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
3,266,911	4,117,455	4,131,361	4,152,373	4,176,194	4,210,535	4,206,298	4,213,324	4,221,730
2,474,207	3,305,612	3,303,213	3,309,180	3,314,175	3,325,592	3,305,225	3,305,544	3,305,211
792,704	811,843	828,148	843,193	862,019	884,943	901,073	907,780	916,519
1,878,395	1,868,392	1,861,063	1,855,712	1,849,111	1,844,459	1,835,687	1,821,419	1,802,514
82,256	72,859	66,101	60,587	55,747	52,316	49,953	48,573	47,681
82,256	72,859	66,101	60,587	55,747	52,316	49,953	48,573	47,681
1,795,591	1,794,984	1,794,413	1,794,577	1,792,816	1,791,595	1,785,186	1,772,298	1,754,285
548	548	548	548	548	548	548	548	548
5,145,306	5,985,847	5,992,423	6,008,085	6,025,305	6,054,994	6,041,985	6,034,743	6,024,244
5,217,007	5,250,901	5,275,262	5,302,490	5,408,620	5,444,650	5,457,695	5,470,317	5,470,952
117,940	119,119	120,310	121,513	122,728	123,956	125,195	126,447	127,712
83,203	84,035	84,875	85,724	86,581	87,447	88,322	89,205	90,097
34,737	35,084	35,435	35,789	36,147	36,509	36,874	37,242	37,615
1,722,330	1,733,373	1,737,765	1,745,155	1,830,068	1,839,752	1,837,550	1,843,174	1,848,607
28,924	29,213	29,505	29,800	30,098	30,399	30,703	31,010	31,320
46,470	46,935	47,404	47,879	48,357	48,841	49,329	49,823	50,321
116	118	119	120	121	122	124	125	126
1,646,820	1,657,108	1,660,737	1,667,357	1,751,492	1,760,390	1,757,394	1,762,216	1,766,840
3,376,737	3,398,408	3,417,187	3,435,821	3,455,823	3,480,942	3,494,950	3,500,696	3,494,633
345,132	335,638	332,765	333,285	332,618	339,956	345,402	352,458	360,804
311,599	301,352	297,833	297,751	296,321	302,718	307,502	314,284	322,269
33,533	34,285	34,933	35,534	36,296	37,238	37,900	38,174	38,534
5,562,139	5,586,538	5,608,027	5,635,775	5,741,238	5,784,606	5,803,097	5,822,775	5,831,756
△ 416,834	399,308	384,396	372,310	284,067	270,388	238,888	211,968	192,488
37	37	37	37	37	37	37	37	37
849	849	849	849	849	849	849	849	849
△ 812	△ 812	△ 812	△ 812	△ 812	△ 812	△ 812	△ 812	△ 812
△ 417,646	398,496	383,584	371,498	283,255	269,576	238,076	211,156	191,676
△ 547,853	△ 149,356	234,227	605,726	888,981	1,158,557	1,396,633	1,607,789	1,799,465
1,895,107	2,753,992	3,403,706	3,991,346	4,602,391	5,267,669	5,970,702	6,712,651	7,534,036
343,331	458,701	458,368	459,196	459,889	461,473	458,647	458,691	458,645
2,564,348	2,403,956	2,336,722	2,192,476	2,084,058	1,985,090	1,905,484	1,792,886	1,804,711
2,049,720	1,887,070	1,817,848	1,671,035	1,552,859	1,449,878	1,368,562	1,254,143	1,265,137
514,628	516,886	518,874	521,441	531,199	535,212	536,922	538,743	539,574
17	4							
3,266,911	4,117,455	4,131,361	4,152,373	4,176,194	4,210,535	4,206,298	4,213,324	4,221,730
	429,989	423,231	422,036	328,967	316,856	280,346	248,533	222,436
3,266,911	4,117,455	4,131,361	4,152,373	4,176,194	4,210,535	4,206,298	4,213,324	4,221,730

●使用料改定ケースによる将来投資・財政計画（資本的収支・他会計繰入金）

年 度 区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
資本的 収支	1. 企 業 債	382,800	799,100	809,600	1,025,900	923,600	1,682,900
	うち 資本 費 平 準 化 債						
	2. 他 会 計 出 資 金	1,232,065	1,236,242	1,119,192	893,318	834,463	580,451
	3. 他 会 計 補 助 金	577,735	581,891	580,011	561,634	562,211	591,805
	4. 他 会 計 負 担 金	221,054	205,924	48,326	91,296	76,026	74,721
	5. 他 会 計 借 入 金						
	6. 国（都道府県）補助金	73,885	144,437	121,088	182,570	68,500	292,578
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金						
	8. 工 事 負 担 金	48,627	100,100	19,400	5,714	12,363	17,616
	9. そ の 他				1	1	
	計 (A)	2,536,166	3,067,694	2,697,616	2,760,433	2,477,164	3,240,071
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純 計 (A)-(B) (C)	2,536,166	3,067,694	2,697,616	2,760,433	2,477,164	3,240,071
	1. 建 設 改 良 費	950,657	1,332,948	899,115	1,458,358	1,255,939	2,126,713
	うち 職 員 給 与 費	50,520	46,803	43,213	56,837	55,859	57,979
	2. 企 業 債 償 還 金	3,141,223	3,102,118	3,005,851	2,743,741	2,651,242	2,312,865
	3. 他会計長期借入返還金						
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金						
	5. そ の 他				400	400	
	計 (D)	4,091,880	4,435,066	3,904,966	4,202,499	3,907,581	4,439,578
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	1,555,714	1,389,754	1,312,453	1,442,066	1,430,417	1,199,507
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	1,247,238	1,228,590	1,227,223	1,316,530	1,290,854	1,094,305
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
	3. 繰 越 工 事 資 金						
	4. そ の 他	286,094	56,062	40,435	125,536	139,563	105,202
	計 (F)	1,533,332	1,284,652	1,267,658	1,442,066	1,430,417	1,199,507
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)		22,382	105,102	44,795			
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)							
企 業 債 残 高 (H)		21,914,511	22,369,916	22,476,683	22,955,093	21,227,451	20,597,486

○他会計繰入金

年 度 区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収 益 的 収 支 分		1,309,146	1,265,944	1,492,471	1,283,752	1,230,637	863,695
	うち 基 準 内 繰 入 金	454,229	447,144	465,954	533,524	542,559	490,326
	うち 基 準 外 繰 入 金	854,917	818,799	1,026,518	750,228	688,078	373,369
資 本 的 収 支 分		2,030,854	2,024,056	1,747,529	1,546,248	1,472,700	1,246,978
	うち 基 準 内 繰 入 金	588,256	592,599	588,777	566,960	566,547	595,795
	うち 基 準 外 繰 入 金	1,442,599	1,431,457	1,158,752	979,288	906,153	651,183
合 計		3,340,000	3,290,000	3,240,000	2,830,000	2,703,337	2,110,673

(単位:千円)

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
1,432,500	1,491,800	1,560,900	1,455,400	1,720,700	1,562,900	1,565,500	1,569,300	1,577,500
523,097	263,745	78,586						
563,804	453,932	366,676	316,911	240,861	169,739	117,158	78,018	48,764
62,931	63,117	62,724	60,646	66,617	61,307	61,169	61,369	62,128
263,407	266,927	261,594	266,845	313,964	288,631	288,025	290,754	293,060
17,616	17,616	17,616	17,616	17,616	17,616	17,616	17,616	17,616
2,863,355	2,557,137	2,348,096	2,117,417	2,359,759	2,100,194	2,049,467	2,017,057	1,999,067
2,863,355	2,557,137	2,348,096	2,117,417	2,359,759	2,100,194	2,049,467	2,017,057	1,999,067
1,832,900	1,897,059	1,960,480	1,862,357	2,191,359	1,999,171	2,001,852	2,009,328	2,021,364
58,559	59,145	59,736	60,334	60,937	61,546	62,162	62,783	63,411
2,275,810	2,049,720	1,887,070	1,817,848	1,671,035	1,552,859	1,449,878	1,368,562	1,254,143
4,108,711	3,946,779	3,847,549	3,680,205	3,862,394	3,552,030	3,451,731	3,377,890	3,275,506
1,245,355	1,389,642	1,499,453	1,562,788	1,502,635	1,451,837	1,402,263	1,360,833	1,276,439
1,161,409	1,293,148	1,391,092	1,460,750	1,370,768	1,330,126	1,276,917	1,232,625	1,145,610
83,947	96,494	108,362	102,038	131,867	121,711	125,346	128,208	130,829
1,245,355	1,389,642	1,499,453	1,562,788	1,502,635	1,451,837	1,402,263	1,360,833	1,276,439
19,754,176	19,196,256	18,870,086	18,507,637	18,557,303	18,567,344	18,682,965	18,883,703	19,207,060

(単位:千円)

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
875,758	885,542	895,149	904,775	918,873	938,461	952,396	957,914	965,979
496,938	501,164	504,777	509,393	519,459	533,739	546,998	559,568	573,219
378,819	384,378	390,372	395,382	399,414	404,722	405,398	398,346	392,760
1,149,832	780,794	507,986	377,557	307,478	231,046	178,327	139,387	110,891
567,794	457,922	370,666	318,064	240,861	169,739	117,158	78,018	48,764
582,038	322,872	137,320	59,493	66,617	61,307	61,169	61,369	62,128
2,025,590	1,666,336	1,403,135	1,282,332	1,226,351	1,169,507	1,130,723	1,097,301	1,076,870

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

本経営戦略は、令和 7 年度から令和 16 年度の 10 年間を計画期間としています。

近年、下水道事業を取り巻く環境は大きく変化しており、今後も社会情勢によって大きく変化することが考えられます。今後とも、下水道事業を取り巻く環境の変化に注視し、当初計画との乖離や新たな課題の発生状況、関連計画の見直し状況を踏まえて、5 年後を目途に本経営戦略の評価を実施し、必要に応じて改定を行います。

7. 経費回収率の向上に向けたロードマップ

「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」(国土交通省事務連絡 令和 2 年 7 月 22 日)に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。

経費回収率の向上に向けて、令和 7 年度に下水道使用料の在り方を検討し、令和 9 年度に経費回収率 100%の達成を目指します。

<取組内容>

- ・雨天時浸入水対策を進め、不明水の削減による污水处理コストの低減
- ・適正な投資事業の実施（ストックマネジメント・官民連携手法の導入検討）
- ・水洗化の促進による下水道使用料収入の確保
- ・適正な下水道使用料の検討

<業績目標>

- ・令和 9 年度の使用料改定以降、計画期間の令和 16 年度まで経費回収率 100%以上を確保

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
経営戦略計画期間										
経営戦略の評価										
経営戦略の改定※										
使用料の検討 (周知期間を含む)										
使用料改定										

※経営分析の結果、必要な場合

項目	単位	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
使用料単価	(円/m3)	99.3	99.3	132.0	132.0	132.0	132.0	132.0	132.0	132.0	132.0
污水处理原価	(円/m3)	118.5	119.6	120.5	122.0	123.3	127.6	128.7	130.2	130.9	131.3
経費回収率	(%)	83.8	83.0	109.5	108.2	107.0	103.5	102.6	101.4	100.8	100.5

使用料
改定

経費回収率100%以上を確保

用語集

あ行

アセットマネジメント【あせつとまねじめんと】

社会ニーズに対応した下水道事業の役割を踏まえ、下水道施設（資産）に対し、施設管理に必要な費用、人員を投入（経営管理、執行体制の確保）し、良好な下水道事業サービスを持続的に提供するための事業運営のこと。

一般会計繰入金【いっぱんかいけいくりいれきん】

一般会計からの繰入金のこと。繰出基準に基づき一般会計が負担することとされている経費を基準内繰入金と呼び、その基準を超過した分については基準外繰入金として区別している。繰出基準は、「公営企業に係る繰出基準（総務副大臣通知）」において具体的に定められている。

汚水処理原価【おすいしよりげんか】

有収水量 1m³ 当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標のこと。

か行

企業債【きぎょうさい】

地方公営企業が、施設の新規整備、改築等の建設改良費に要する資金を国等から長期で借入れるために起こす地方債のこと。

基準外繰入金【きじゅんがいくりいれきん】

基準内繰入金を超えて一般会計から受けた繰入金のこと。

基準内繰入金【きじゅんないいくりいれきん】

繰出基準に基づいて一般会計から受けた繰入金のこと。繰出基準は、「公営企業に係る繰出基準（総務副大臣通知）」において具体的に定められている。

共同化【きょうどうか】

下水道事業における共同化とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備、事務の一部を共同して管理・執行する場合を指す。

計画汚水量【けいかくおすいりょう】

下水道計画区域内における将来の汚水量を算定したもの。下水道施設計画・設計の基本数値となる。

経常収支比率【けいじょうしゅうしひりつ】

使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標のこと。

経費回収率【けいひかいしゅうりつ】

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標のこと。

減価償却費【げんかしょうきやくひ】

1年以上の長期間にわたって使用する資産（管路施設、ポンプ設備等）を工事等で取得した場合、取得に要した工事費等をその年度の費用として計上するのではなく、取得した資産の内容に応じた耐用年数に基づき後年度に分配し、将来にわたり費用として計上することを減価償却といい、この分配される現金支出を伴わない費用を減価償却費という。

広域化【こういきか】

下水道事業における広域化とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

公営企業会計【こうえいきぎょうかいけい】

地方公営企業法の財務規定を適用した地方公共団体の経営する企業に導入される会計方式のこと。従来の官庁会計は現金主義・単式簿記であることに対して、公営企業会計は民間の企業会計と同様に発生主義・複式簿記を採用している。

さ行

最適化【さいてきか】

下水道事業における最適化とは、他の事業との統廃合、公共下水道・集落排水・浄化槽等の各種処理施設の中から地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること、施設の統廃合を指す。

資本的収支【しほんてきしゅうし】

公営企業会計の予算区分で、収益的収支と資本的収支の2つに区分される。資本的収支とは、公営企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良費や、建設改良に係る企業債償還金等の投資的な支出及びその財源となる収入のこと。

社会資本整備総合交付金【しゃかいしほんせいびそうごうこうふきん】

地方公共団体等が作成した社会資本の整備その他の取組に関する計画（社会資本整備総合計画）に基づく事業又は事務の実施に要する経費に充てるため、国が交付する交付金のこと。

収益的収支【しゅうえきてきしゅうし】

公営企業会計の予算区分で、収益的収支と資本的収支の2つに区分される。収益的収支とは、企業の一事業年度における事業活動により発生する収益とそれに対応する費用のこと。

使用料単価【しゅうりょうたんか】

有収水量 1m³ 当たりの下水道使用料収入を表す指標のこと。

処理区域内人口【しゅりくいきないじんこう】

下水処理が開始されている処理区域に居住する人口のこと。

人口普及率【じんこうふきゅうりつ】

行政人口に対する処理区域内人口の割合のこと。

水洗化人口【すいせんかじんこう】

実際に公共下水道に接続し汚水を処理している人口のこと。

水洗化率【すいせんかりつ】

処理区域内人口に対する水洗化人口の割合のこと。

ストックマネジメント【すとくくまねじめんと】

下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。

た行

耐用年数【たいようねんすう】

建物、構築物、機械及び装置等が通常の使用に耐えうる期間のことで、施設や設備の種類により異なる。

他会計出資金【たかいけいしゅっしきん】

他会計からの出資金のこと。建設改良工事等を行うにあたって、自己資本として必要とされる一般会計からの出資金など。

他会計負担金【たかいけいふたんきん】

他会計からの負担金のこと。本市では雨水事業に係る経費の財源として一般会計からの負担金を受けている。

他会計補助金【たかいけいほじょきん】

他会計からの補助金のこと。本市では汚水事業に係る経費の財源として一般会計からの補助金を受けている。

長期前受金戻入【ちょうきまえうけきんれいにゆう】

建設改良費の財源とした国庫補助金、受益者負担金、工事負担金等を減価償却費に応じ収益化したもの。

独立採算の原則【どくりつさいさんのげんそく】

その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性を持って事業を継続していく原則のこと。

は行

PFI【ピーえふあい】

Private Finance Initiative の略称。PPP の一形態で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。

PPP【ピーピーピー】

Public Private Partnership の略称。公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫当を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図る手法のこと。

不明水【ふめいすい】

本来、汚水のみ処理をする処理場に流入する雨天時浸入水や地下水浸入水で、管の継手や破損部分等から流入したもの。

包括的民間委託【ほうかつてきみんかんいたく】

PPP の一形態で、従来、個別に委託していた業務を複数まとめて対象にするとともに、年度についても複数年度まとめて発注する委託手法のこと。

補填財源【ほてんざいげん】

資本的収支は、通常、支出（建設改良費や企業債の元金償還金など）に対して、収入（国庫補助金、企業債、他会計補助金など）が不足することとなるため、この資本的収支不足の補填に用いる財源のこと。補填財源には、減価償却費などの現金支出を要しないものを費用に計上することによって内部に留保される資金（損益勘定留保資金）などがある。

ま行

マンホール形式ポンプ場【まんほーるけいしきぽんぷじょう】

地形的に自然勾配で流下させることが困難な区域の下水を排水するため、マンホール内に設置した水中ポンプにより排水する施設のこと。

や行

有収水量【ゆうしゅうすいりょう】

下水処理場で処理した汚水のうち、不明水を除いた下水道使用料収入の対象になった水量のこと。

有収率【ゆうしゅうりつ】

下水処理場で処理した汚水量に対する有収水量の割合のこと。

ライフサイクルコスト【らいふさいくるこすと】

ある施設における初期建設コストと、その後の維持管理更新費用等を含めた生涯費用の総計のこと。

流域下水道維持管理負担金【りゅういきげすいどういじかんりふたんきん】

都道府県が維持管理を行う流域下水道施設の維持管理費の一部は関連市町村が負担することとなっており、これを流域下水道維持管理負担金という。

流域下水道建設負担金【りゅういきげすいどうけんせつふたんきん】

都道府県が整備を行う流域下水道施設の整備費の一部は関連市町村が負担することとなっており、これを流域下水道建設負担金という。

流域下水道【りゅういきげすいどう】

流域下水道は、二つ以上の市町村の区域にわたる広域的な下水道で、流域内の各市町村から発生する下水を効率的に集めて処理する下水道のこと。都道府県が根幹的な施設の整備・維持管理を行い、市町村は流域下水道へ接続するための管路施設の整備を流域関連公共下水道として行う。

流動比率【りゅうどうひりつ】

短期的な債務に対する支払能力を表す指標のこと。1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上の数値が必要である。一般的に100%を下回るということは、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄えておらず、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要がある。

草加市公共下水道事業経営戦略

（計画期間：令和 7（2025）年度～令和 1 6（2034）年度）

令和元年（2019 年） 1 0 月策定

令和 7 年（2025 年） 1 月改定

発行：草加市公共下水道事業